

# **第2次杵築市男女共同参画プラン(案)**

**【杵築市DV被害者支援基本計画(改訂版)】(案)**

**【杵築市女性活躍推進計画】(案)**



**大分県杵築市**

# 目次

<b>第1章 第2次杵築市男女共同参画プランの策定にあたって</b>	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画の位置づけ	1
3. 計画の期間	1
4. 計画の基本理念	1
<b>第2章 計画策定の背景</b>	3
1. 世界の動き	3
2. 国の動き	4
3. 県の動き	5
4. 杵築市の動き	6
<b>第3章 現状と課題</b>	7
1. 第1次プランの取組状況	7
2. 第1次プランの施策の数値目標の達成状況	8
3. 「杵築市男女共同参画に関する市民意識調査」の概要	9
<b>第4章 「第2次杵築市男女共同参画プラン」の基本的な考え方</b>	52
1. 国の新しい計画を配慮した計画づくり	52
2. 女性の職業とワーク・ライフ・バランス	53
3. DV等の被害者への支援	53
4. 女性の参画及び活躍の推進	54
●新プランの体系図	55
<b>第5章 計画の推進</b>	71
1. 市役所内の推進体制の整備	71
2. 市民、事業所、各種団体、関係機関との連携・協力	71
3. プランの進捗状況の調査・確認・評価	72
●男女共同参画の推進体制	73
●施策の数値目標	74

## 第1章 第2次杵築市男女共同参画プランの策定にあたって

### 1. 計画策定の趣旨

杵築市では、平成18（2006）年3月に「杵築市男女共同参画推進条例」が制定されました。この条例は、市、市民、事業者等の責務を明らかにし、男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定め、男女共同参画社会の実現をめざしています。

平成25（2013）年には、男女共同参画社会の実現に向けた施策や事業の基本となる計画である、「杵築市男女共同参画プラン」（以下、『第1次プラン』という。）が策定されました。第1次プランは、男女の平等、性別に関わらず人権が尊重されることなどを目標にかけ、すべての人が家庭、職場、地域、政策決定の場などあらゆる分野に共同して参画し、共に地域の発展を支え、各人の個性や能力が發揮できるよう策定されました。

「第2次杵築市男女共同参画プラン」（以下、「第2次プラン」という。）は、第1次プランの成果や課題を継承しつつ、さらなる取組を推進するために策定するものです。第2次プラン策定にあたっては、令和5年（2023）年12月に実施した「男女共同参画に関する市民意識調査」の結果や、昨今の世界情勢・国内における男女共同参画に関する動向を勘案しました。杵築市のおかれている実情を踏まえ、男女共同参画社会の実現に向けた施策や事業の基本となる計画を策定するものです。

### 2. 計画の位置づけ

- この計画は、「男女共同参画社会基本法」、「大分県男女共同参画推進条例」及び「杵築市男女共同参画推進条例」に基づく、本市の男女共同参画社会の形成を図るための総合的な計画です。
- 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に基づくドメスティック・バイオレンス（以下、「DV」という。）被害者支援に関する計画として策定するものです。
- 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条に基づく計画として策定するものです。
- この計画は、行政機関だけでなく、企業、各種団体及び市民の理解と積極的な参加・協力を得て推進するものです。
- この計画は、国や県の計画と整合性を図りながら推進するものです。

### 3. 計画の期間

この計画は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。

### 4. 計画の基本理念

第2次プランは、杵築市男女共同参画推進条例に規定されている以下の4つの基本理念に基づいたものとします。

**1) 男女が、お互いの特性を認め合いながら人権を尊重すること**

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取り扱いを受けないことなど、「男女の平等と人権」が尊重されなければなりません。

**2) 男女一人ひとりが、個性と能力を十分に発揮できる機会が確保されること**

固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女一人ひとりが社会の対等な構成員として性別によらず個性と能力を社会のあらゆる分野で十分に発揮できる機会が確保されなければなりません。

**3) 男女が、性別による慣行にとらわれず、自分の意志で多様な活動が選択できること**

社会における制度が、固定的な性別役割分担意識にとらわれず、男女の社会における活動の選択に対して中立なものになるよう、配慮されなければなりません。

**4) あらゆる分野において、男女が共に参画し、責任を担うこと**

男女が社会の対等な構成員として、市における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されなければなりません。また、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、「家庭生活における活動」について家族の一員としての役割を果たし、かつ、仕事や学校、地域活動などその他の活動も行うことができるようになければなりません。

## 第2章 計画策定の背景

### 1. 世界の動き

国際連合は、性による差別の撤廃に世界的規模で取り組むため、昭和50（1975）年を「国際婦人年」と定め、同年、「国際婦人世界会議」（第1回世界女性会議）がメキシコシティで開催され、昭和51（1976）年から昭和60（1985）年までの10年間を「国連婦人の10年」と定めました。

昭和55（1980）年、コペンハーゲンで開催された「国連婦人の10年」中間年世界会議（第2回世界女性会議）において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」（以下、「女子差別撤廃条約」という。）の署名式が行われ、昭和56（1981）年に発効しました。

「国連婦人の10年」の最終年にあたる昭和60（1985）年には、ナイロビ世界会議（第3回世界女性会議）が開催され、平成12（2000）年に向けて各国等が効果的措置を図るまでのガイドラインである「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」（以下：「ナイロビ将来戦略」という。）が採択されました。

平成5（1993）年、ウィーンで開催された「国連世界人権会議」では、女性に対する暴力は人権問題であると位置づけた「ウィーン宣言」が採択されました。

平成7（1995）年、北京で開催された「第4回世界女性会議」では、ナイロビ将来戦略の見直しと評価が行われるとともに、平成12（2000）年までの国際的な指針となる「行動綱領」及び世界中の女性の地位向上をめざす「北京宣言」が採択されました。

平成12（2000）年、ニューヨークで開催された国連特別総会「女性2000年会議」では、各国の決意表明や理念をうたう「政治宣言」及び「北京宣言及び行動綱領実施の更なる行動とイニシアティブ」（成果文書）が採択されました。

平成17（2005）年、ニューヨークで開催された第49回国連婦人の地位向上委員会（「北京+10」）では、平成7（1995）年の第4回世界女性会議から10年目にあたることを記念し、「北京宣言及び行動綱領」及び「女性2000年会議成果文書」について実施状況の評価・見直しを行うとともに、完全実施に向けた一層の取組を国際社会に求める宣言が採択されました。

平成22（2010）年、第54回国連婦人の地位委員会「北京+15」では、「第4回世界女性会議15周年における宣言」及び「女性の経済的地位向上決議」等の決議が採択されました。

また、同年、国連の4つの機関を統合した国連機関「U N W o m e n」（ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関）が設立されました。

平成24（2012）年の第56回国連婦人の地位委員会では、日本が提案した「自然災害におけるジェンダー平等と女性のエンパワーメント」決議が採択されました。

平成27（2015）年には「持続可能な開発のための2030アジェンダ」（SDGs）が採択され、その中で「ジェンダーの平等を達成し、すべての女性や女児の能力強化をおこなうこと」が目標の一つに掲げられました。

また、同年開催された第59回国連婦人の地位委員会（CSW59）では、「北京宣言及び行動綱領」採択20周年（北京+20）を記念し、2030年までに完全な男女平等の実現を目指

す政治宣言が採択されました。

令和2(2020)年には、「北京宣言及び行動綱領」採択25周年(北京+25)にあたり、第64回国連女性の地位委員会(CSW64)において、ジェンダー平等に向けた更なる行動を求める政治宣言が採択されました。

さらに、近年の国際会議では、デジタル技術の進展が男女共同参画にもたらす影響に焦点が当てられており、令和5(2023)年の第67回国連女性の地位委員会(CSW67)では、イノベーション、技術変化、デジタル教育をテーマとした議論が行われ、デジタル格差の是正が重要な課題として位置づけられています。

## 2. 国の動き

国は、国際婦人年を受けて、昭和50(1975)年に総理府に内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置し、昭和52(1977)年に女性の地位向上のための「国内行動計画」を策定しました。

昭和62(1987)年に「西暦2000年に向けての新国内行動計画」、平成8(1996)年に「男女共同参画2000年プラン」がそれぞれ策定されました。

「国籍法」の一部改正(父母両血統主義への移行)や「民法」の一部改正(配偶者の法定相続分の引き上げ)、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(以下、「男女雇用機会均等法」という。)の制定等の国内法の整備が行われ、昭和60(1985)年、「女子差別撤廃条約」が批准されました。

平成11(1999)年、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけた「男女共同参画社会基本法」(以下、「基本法」という。)が公布・施行されました。

平成12(2000)年、基本法に基づき、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「男女共同参画基本計画」(第1次)が策定されました。

平成13(2001)年、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下、「DV防止法」という。)が公布・施行されました。

平成16(2004)年、「DV防止法」の一部改正(保護命令制度の拡充、被害者の自立支援の明確化等)を行うとともに、同法に基づく「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」(以下、「基本方針」という。)が策定されました。

平成17(2005)年、「男女共同参画基本計画」(第2次)が策定されました。

平成19(2007)年、関係閣僚、経済界、労働界の代表者等からなる「仕事と生活の調和推進官民トップ会議」において、「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス憲章)」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が策定されました。

平成20(2008)年、女性の社会的参画が国際的にみても低水準であるため、「女性の参画加速プログラム」が男女共同参画推進本部において決定されました。

平成22(2010)年、基本法施行後10年間の反省を踏まえ、「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成23(2011)年、「DV防止法」の一部改正(婚姻関係にない生活の本拠を共にする交際相手からの暴力も対象に追加。)が公布、翌年、施行されました。

平成25(2013)年に閣議決定された「日本再興戦略」の中には、「女性の活躍の推進」が盛り込まれ、女性の活躍加速に向けた気運が高まりました。

平成27(2015)年6月には、「女性の活躍加速のための重点方針2015」が打ち出され、同年9月には「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」(以下、「女性活躍推進法」という。)が制定されました。また、同年、令和7年度末までの基本的な考え方を含む「第4次男女共同参画基本計画」が策定されました。

平成30(2018)年には、政治分野における男女共同参画の効果的かつ積極的な推進を目的として「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が公布・施行されました。

令和元(2019)年5月には、女性活躍推進法等が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の拡大や、パワーハラスメント防止のための措置義務等の新設が盛り込まれました。

令和5(2023)年「DV防止法」が改正され、保護命令制度の拡充・強化や地域における連携・協力の強化が盛り込まれました。

### 3. 県の動き

県は、世界や国の動きを受け、女性行政の担当窓口として、昭和53(1978)年、「青少年婦人室」(現在の県民生活・男女共同参画課)を設置するとともに、「大分県婦人行政企画推進会議」(副知事を長とする府内組織)及び「大分県婦人問題懇話会」(知事の私的諮問機関)を設置しました。

平成13(2001)年、知事を本部長とする「大分県男女共同参画推進本部」が設置されました。また、「男女平等と人権の尊重」を基本理念とし、男女共同参画の実現を総合目標に、「おおいた男女共同参画プラン」を策定し、固定的性別役割分担意識の解消や女性に対する暴力の根絶のための意識啓発を行うとともに、政策・方針決定への女性の参画を促進するなど、男女共同参画のための環境整備が取り組まれました。

平成14(2002)年、大分県男女共同参画推進条例が公布・施行されました。また、大分県男女共同参画推進条例に基づく附属機関として「大分県男女共同参画審議会」が設置されました。

平成15(2003)年、男女共同参画に関する拠点施設として「大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)」が開設されました。

平成17(2005)年、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を総合的かつ計画的に推進するため、「大分県DV対策基本計画」が策定されました。

平成18(2006)年、人口減少や少子・高齢化の進行、産業構造や就業環境の変化、男女共同参画に関する県民意識の変化など社会経済情勢が大きく変化しつつある中で、「おおいた男女共同参画プラン(改訂版)」が策定されました。

平成21(2009)年、「大分県DV対策基本計画」策定後の取組状況と「DV防止法」の一部改正を踏まえ、「大分県DV対策基本計画(改訂版)」が策定されました。

平成22(2010)年、男女共同参画に関する相談、啓発と総合企画業務を一元化し、機能強化を図るため、「県民生活・男女共同参画課」を「大分県消費生活・男女共同参画プラザ(アイネス)」に移転・統合しました。

平成23(2011)年に「第3次おおいた男女共同参画プラン」が、平成24(2012)年に「第3次大分県DV対策基本計画」が、それぞれ策定されました。

平成27(2015)年8月に経済団体と連携して「女性が輝くおおいた推進会議」を設置し、女性が働きやすい職場づくり、制度の導入、管理職への登用などを目標とした女性活躍推進宣言に取り組んでもらうように働きかけています。

また、平成27年度を開始年度とする大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2015」においては、「女性の活躍推進と男女共同参画社会の構築」を掲げており、男女共同参画社会実現のため、女性の活躍という観点からの取組が焦点化されました。

平成28(2016)年に、女性活躍推進法に基づく都道府県推進計画と合わせ、「第4次おおいた男女共同参画プラン」が策定されました。

令和2(2020)年に、「働きたい女性への支援」、「働いている女性への支援」「仕事と家庭を両立できる環境づくり」を柱とした「女性が輝くおおいたアクションプラン」を策定しました。

令和3(2021)年に、「第5次おおいた男女共同参画プラン」が策定され、男女共同参画社会実現のための更なる取組を推進しています。

#### 4. 杵築市の動き

杵築市は、平成17(2005)年10月1日に3市町村が合併して新市が発足し、同時に総合政策課に女性政策係を設置し、平成18(2006)年3月に、「杵築市男女共同参画推進条例」を制定しました。その後組織機構改革により、企画財政課に女性政策係が配置され、平成24(2012)年4月から秘書政策課男女共同参画係になりました。

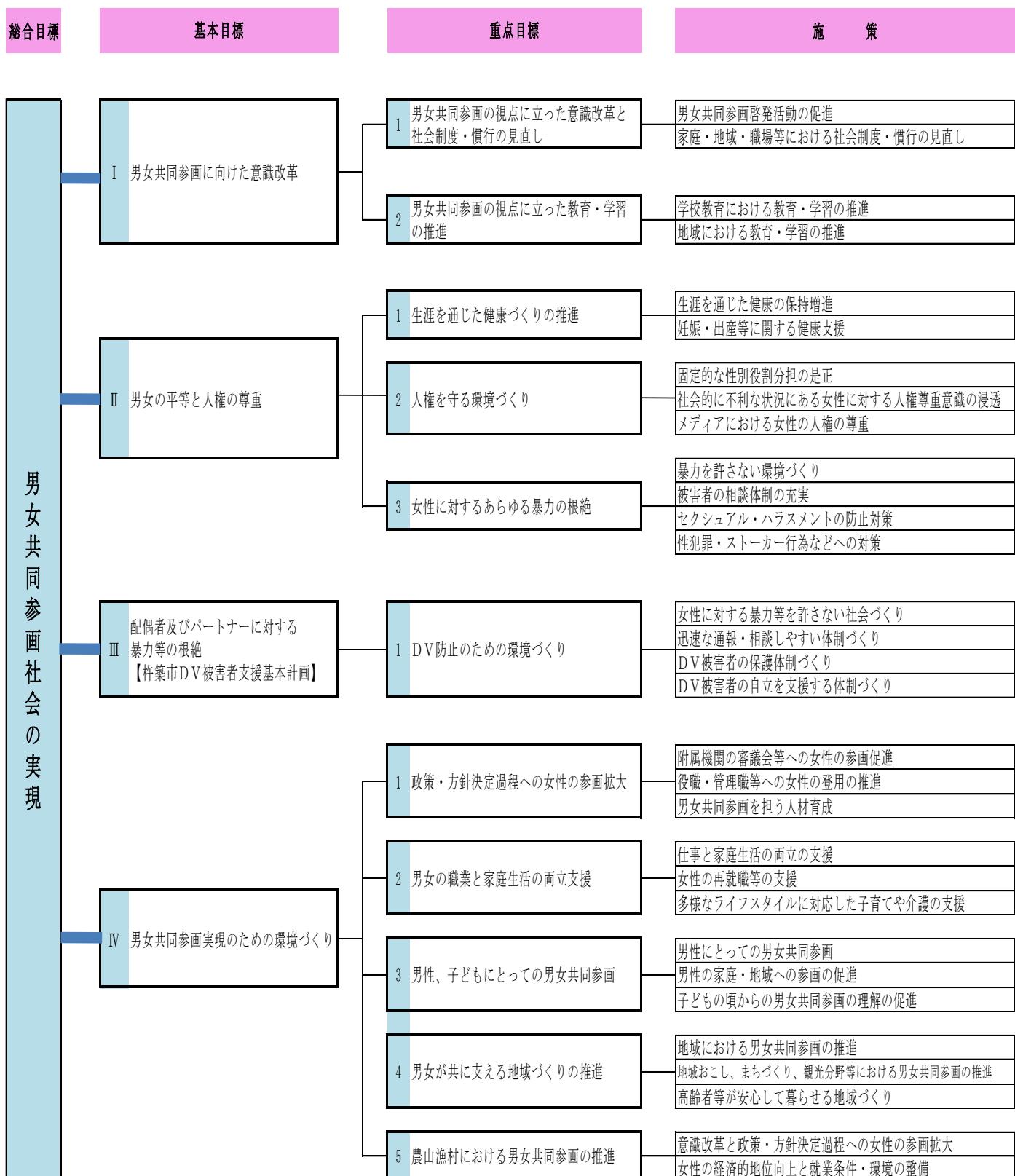
平成25(2013)年3月、男女共同参画の実現に向けた取組を推進するため、「第1次杵築市男女共同参画プラン」を策定し、平成26(2014)年4月、組織機構改革により、人権・同和対策課男女共同参画係になり、令和2(2020)年4月、組織機構改革により、人権啓発・部落差別解消推進課男女共同参画係になりました。

令和5(2023)年12月に「男女共同参画に関する意識調査」を行い、意識調査から課題を抽出し、令和8(2026)年2月に、杵築市男女共同参画審議会にて審議し、「第2次杵築市男女共同参画プラン」を策定しました。今後は、第2次プランに基づき、男女共同参画社会の実現に向けたさらなる取組を推進します。

## 第3章 現状と課題

### 1. 第1次プランの取組状況

平成25（2013）年3月に策定した第1次プランの基本目標、重点目標、施策に従い、具体的な施策を実施してきました。



## 2. 第1次プランの施策の数値目標の達成状況

第1次プランでは男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するために6項目の数値目標を設定し実施状況の把握に努めてきました。達成状況については6項目すべてにおいて未達成の状況です。さらなる啓発、施策の推進が必要です。

なお、基本目標IからIIIについては令和5（2023）年度実施の市民意識調査の実績値、基本目標IVについては令和7（2025）年1月調査の実績値を使用しています。

### 基本目標I 男女共同参画に向けた意識改革

**重点目標1** 男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し

#### 【数値目標】

項目	第1次プラン 【目標値】	令和5年12月 【実績値】
「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する同感しない人の割合(N=541)	70%	50.8%
男女共同参画の周知度(N=541)	100%	87.6%

### 基本目標II 男女の平等と人権の尊重

**重点目標2** 人権を守る環境づくり

#### 【数値目標】

項目	第1次プラン 【目標値】	令和5年12月 【実績値】
地域活動や社会活動において男女の地位が平等と感じる人の割合(N=515)	50%以上	30.9%

### 基本目標III 配偶者及びパートナーに対する暴力等の根絶

#### 【杵築市DV被害者支援基本計画】

**重点目標1** DV防止のための環境づくり

#### 【数値目標】

項目	第1次プラン 【目標値】	令和5年12月 【実績値】
DV被害を受けた人のうち相談した人の割合(N=86)	70.0%	43.4%

## 基本目標IV 女性の活躍の推進

### 重点目標1 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

項目	第1次プラン 【目標値】	令和7年1月 【実績値】
各種審議会等における女性委員の割合	40.0%	37.1%
女性委員のいない審議会等の割合	0%	20.0%

### 3. 「杵築市男女共同参画に関する市民意識調査」の概要

#### 1) 調査の目的

杵築市では、社会経済情勢の急激な変化や個人の生き方が多様化している中、男女共同参画についての市民の意識や実態を把握し、今後の男女共同参画行政を充実させていくための基礎資料とするため、令和5（2023）年12月に市民意識調査を実施しました。

#### 2) 調査対象

杵築市内に居住する18歳以上の市民2,000人(住民票から無作為抽出)

#### 3) 調査の方法及び期間

方法 郵送による送付・回収

期間 送付日 令和5（2023）年12月21日(木)

締切日 令和6（2024）年 1月19日(金)

#### 4) アンケートの回収状況

発送数 2,000通

全体回収数 548通 27.4% (全体回収率)

有効回収数 541通 27.1% (有効回収率)

無効回収数 7通 0.4% (無効回収率)

#### 5) 調査の結果

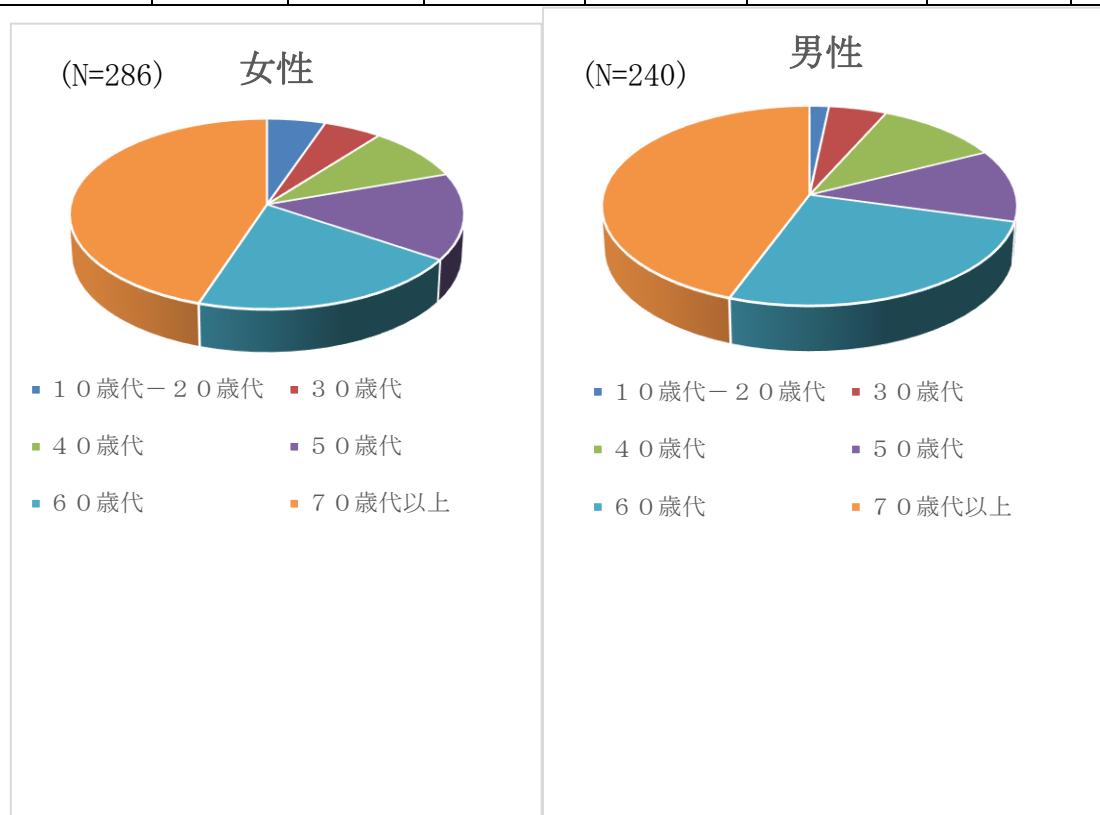
## (1) 回収状況等

回答者の状況は、女性が286名、男性が240人で、女性の方が多く、年齢は女性、男性ともに60歳代、70歳以上で回答者の6割を占めています。

### 【男女別年齢別状況】

(N=541) 単位：人

性別	10歳代 - 20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳代以上	不明	合計
女性	15	15	26	42	59	128	1	286
	5.2%	5.2%	9.1%	14.7%	20.6%	44.8%	0.3%	100%
男性	4	12	26	28	63	106	1	240
	1.7%	5.0%	10.8%	11.7%	26.3%	44.2%	0.4%	100%
未回答	0	1	0	1	1	2	10	15
	0.0%	6.7%	0.0%	6.7%	6.7%	13.3%	66.7%	100%
計	19	28	52	71	123	236	12	541
	3.5%	5.2%	9.6%	13.1%	22.7%	43.6%	2.2%	100%



## (2) 調査概要

## 1. 男女の意識について

問9. 「男は仕事、女は家庭」のように性別により役割を固定する考え方がありますが、あなたはその考え方をどう思いますか。あなたの考えに最も近いものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。

『全体では、「同感しない」が50.8%。

男性・60代・70代は、「同感する」割合が比較的高い。』

「男は仕事、女は家庭」という考え方については、全体では「同感しない」との回答が50.8%と最も多く、次に多いのが「どちらともいえない」との回答で40.6%となっています。

男女間でみると、男性では「同感する」と回答した人の割合が7.5%で、女性の3.5%と比較して高くなっています。一方で「同感しない」と回答した人の割合は、女性の方が12.6%高くなっています。

年齢別でみると、50歳代以上では「同感する」と回答した人の割合が他よりも高く、特に、70歳代以上では、6.4%と各世代の中で最も高くなっています。70歳代以上を除くほぼすべての世代で、半数近く人が「男は仕事、女は家庭」といった考え方を否定しています。しかし、残りの半数の人は「同感する」、「どちらともいえない」、「わからない」、「無回答」となっています。

さらに、年齢別の回答を性別でみてみると、女性では50歳代、60歳代、70歳代以上を除く年代において「同感しない」と回答した人の割合が半数を超えているのに対し、男性では40代以および70歳代以上の年代において「同感しない」と回答した人の割合が半数に達しておらず、ほぼすべての年代において「同感する」と回答した人の割合が女性を大きく上回っています。年齢別では50歳代、60歳代、70歳代以上、性別では男性が、固定的性別役割分担意識が強いと言えます。

固定的性別役割分担意識の解消に向け、高齢層や男性を対象にした啓発が必要です。

【性別】

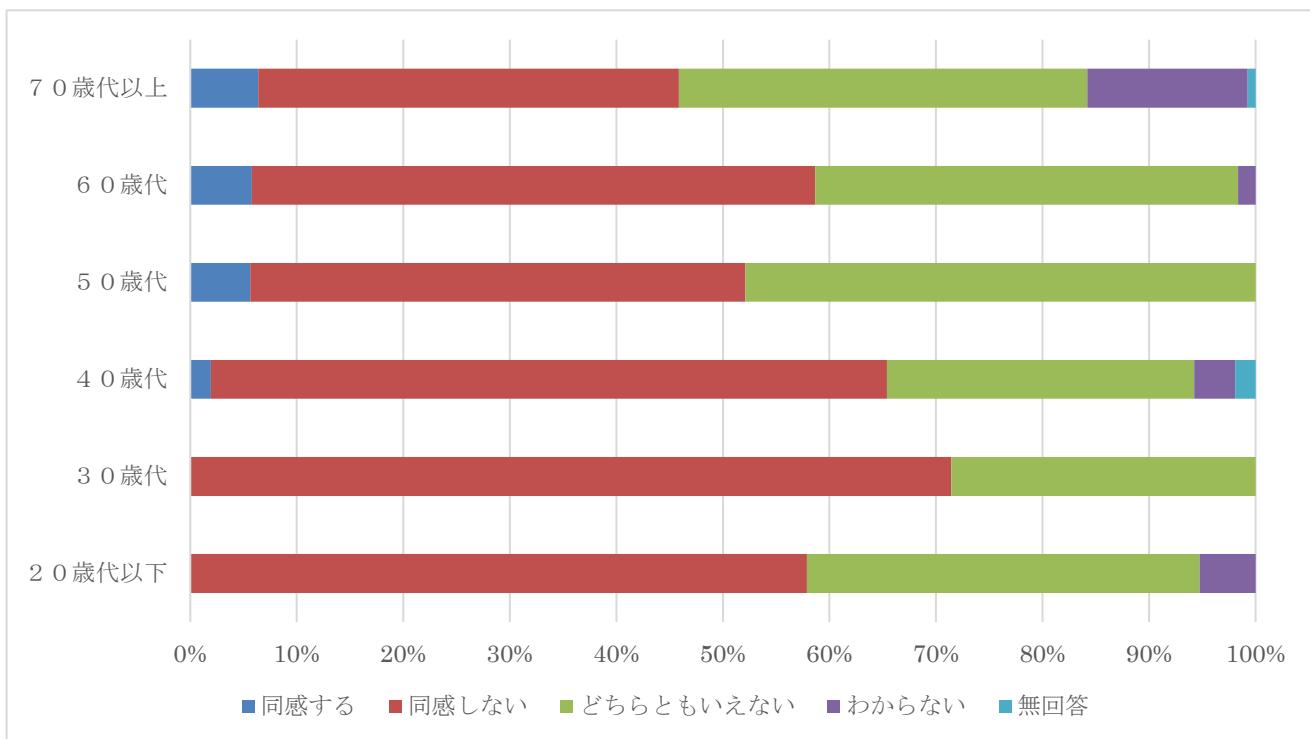
(N=524) 単位：人

項目	同感する	同感しない	どちらともいえない	わからない	無回答	合計
全 体	28	266	213	13	4	524
	5.3%	50.8%	40.6%	2.5%	0.8%	100%
女 性	10	161	105	7	2	285
	3.5%	56.5%	36.8%	2.5%	0.7%	100%
男 性	18	105	108	6	2	239
	7.5%	43.9%	45.2%	2.5%	0.8%	100%

## 【年齢別】

(N=524) 単位 : %

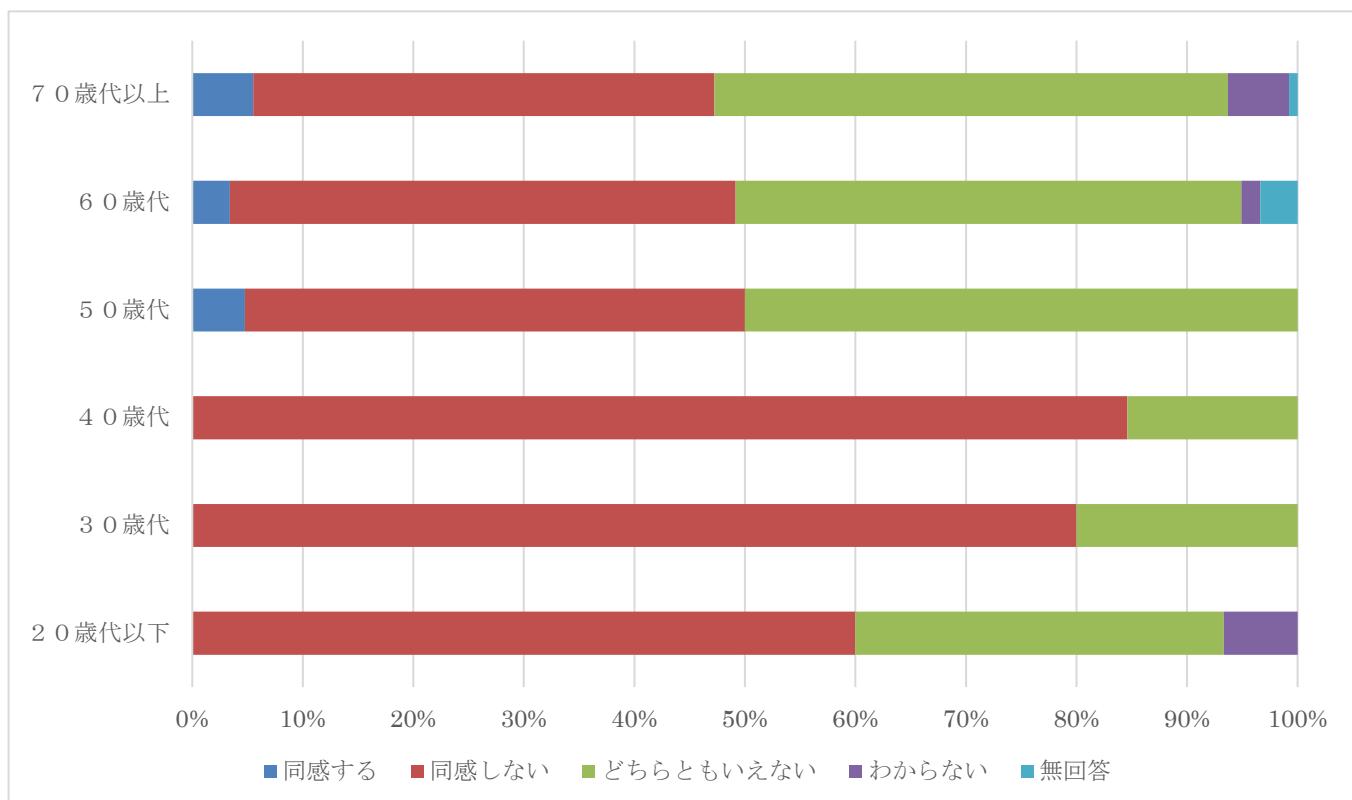
項目	同感する	同感しない	どちらともいえない	わからない	無回答
20歳代以下	0.0%	57.9%	36.8%	5.3%	0.0%
30歳代	0.0%	71.4%	28.6%	0.0%	0.0%
40歳代	1.9%	63.5%	28.8%	3.8%	1.9%
50歳代	5.6%	46.5%	47.9%	0.0%	0.0%
60歳代	5.8%	52.9%	39.7%	1.7%	0.0%
70歳代以上	6.4%	39.5%	38.3%	15.0%	0.8%



【女性】

(N=285) 単位 : %

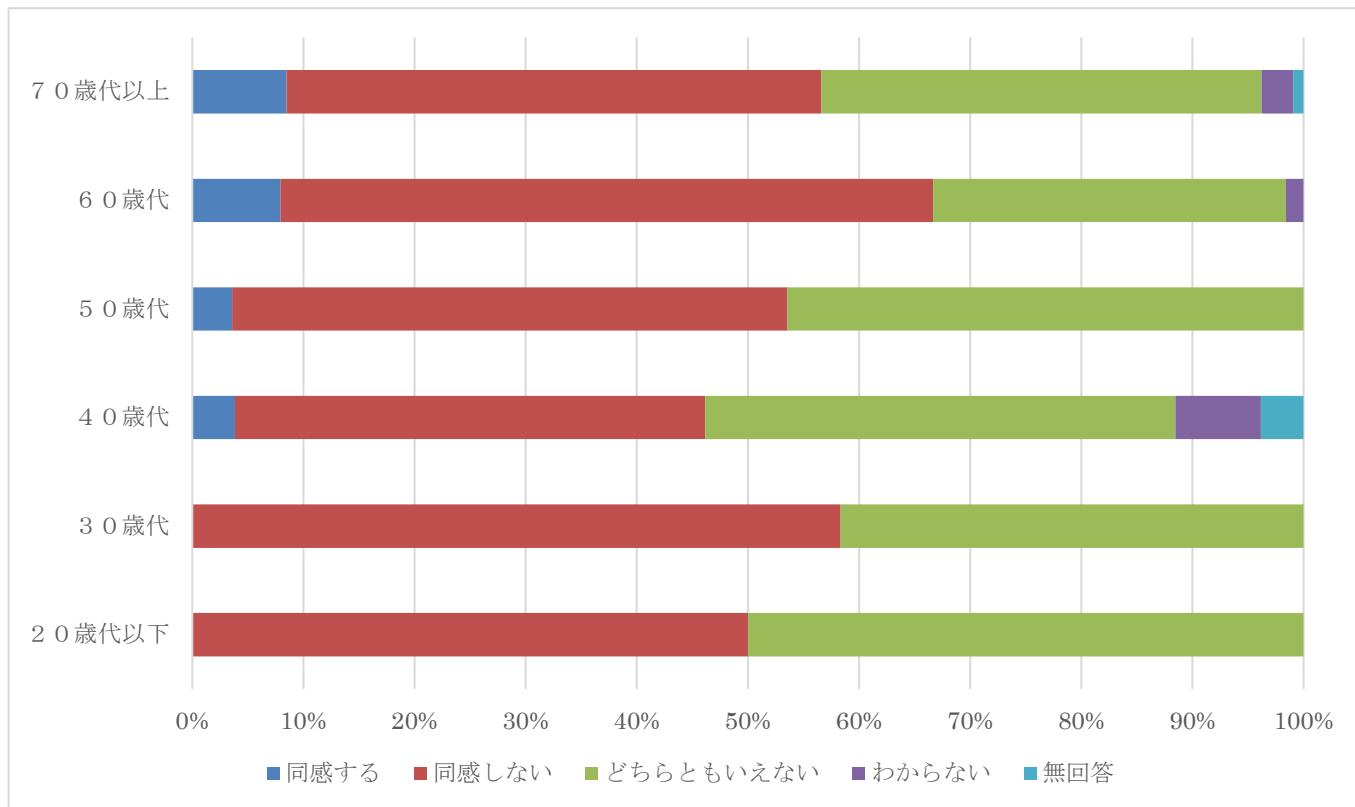
項目	同感する	同感しない	どちらともいえない	わからない	無回答
20歳代以下	0.0%	60.0%	33.3%	6.7%	0.0%
30歳代	0.0%	80.0%	20.0%	0.0%	0.0%
40歳代	0.0%	84.6%	15.4%	0.0%	0.0%
50歳代	4.8%	45.2%	50.0%	0.0%	0.0%
60歳代	3.4%	45.8%	45.8%	1.7%	3.4%
70歳代以上	5.5%	41.7%	46.5%	5.5%	0.8%



【男性】

(N=239) 単位 : %

項目	同感する	同感しない	どちらともいえない	わからない	無回答
20歳代以下	0.0%	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%
30歳代	0.0%	58.3%	41.7%	0.0%	0.0%
40歳代	3.8%	42.3%	42.3%	7.7%	3.8%
50歳代	3.6%	50.0%	46.4%	0.0%	0.0%
60歳代	7.9%	58.7%	31.7%	1.6%	0.0%
70歳代以上	8.5%	48.1%	39.6%	2.8%	0.9%



問10．あなたは次の分野において、男女の地位は平等になっていると思いますか。①～⑧のそれぞれについてあなたのお考えにもっとも近いものを1つ選び、番号に○を付けてください。

### 『ほぼすべての分野で「男性の方が優遇されている」と考えている人が多い』

「平等である」と考えているとの回答が最も多かった分野は、「学校教育の場」で45.5%と半数近いですが、それ以外の分野では、男性の方が優遇されていると考えている人が多い結果となりました。

女性の方が優遇されていると考えている人の割合は、「どちらかといえば女性の方が優遇されている」を合わせても、すべての分野で10%未満となっています。

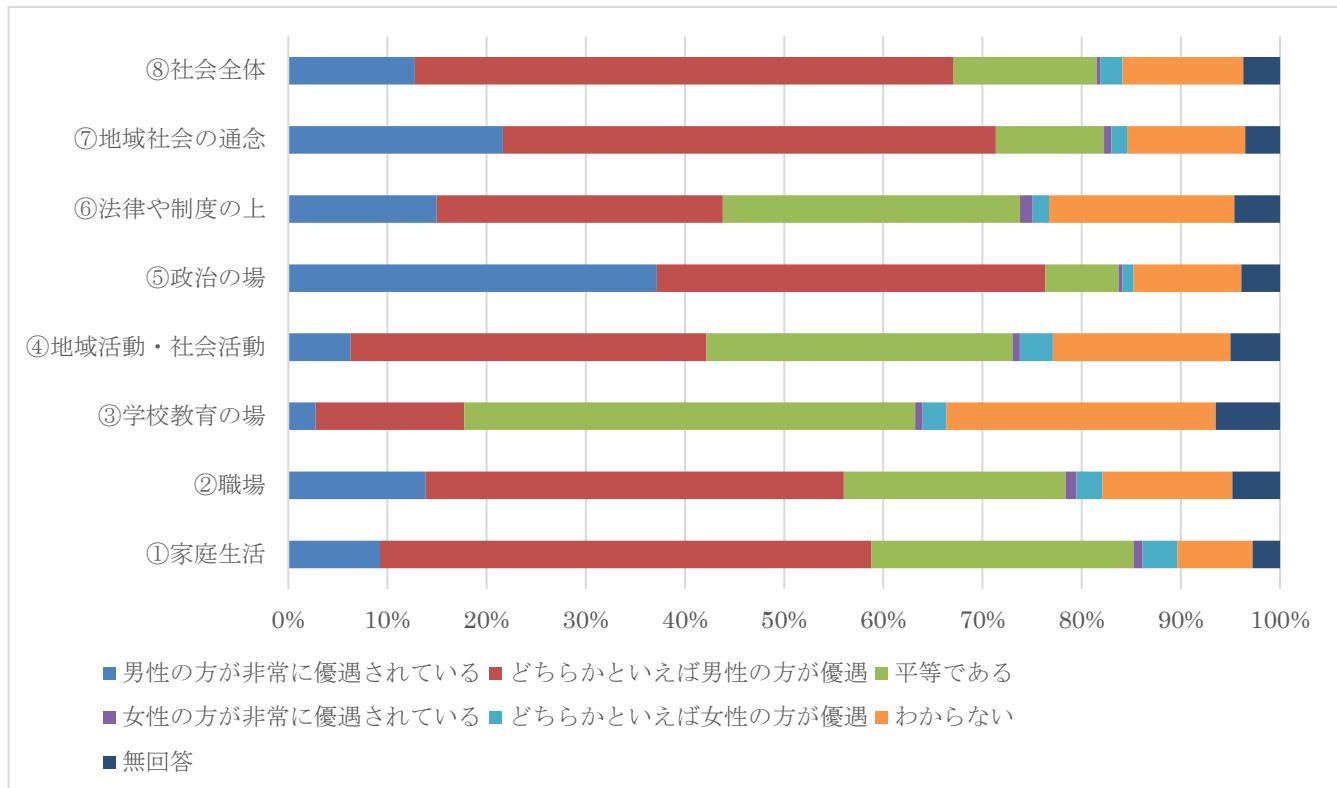
「家庭生活」を例にみると、男性の方が優遇（「男性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば男性の方が優遇されている」）されていると考えている人の割合は58.7%と半数を超えており、女性の方が優遇（「女性の方が非常に優遇されている」+「どちらかといえば女性の方が優遇されている」）されていると考えている人の割合は4.4%でした。女性は男性と比較し、優遇されていないと考えている人が多いようです。

さらに、各分野について男女別に回答をみると、いずれの分野においても「平等である」と考えている人の割合は男性側の方が高く、男女間で差がみられる結果となっています。

【全体】

(N=524) 単位: %

項目	男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇	平等である	女性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば女性の方が優遇	わからぬ	無回答
①家庭生活	9.2%	49.5%	26.4%	0.9%	3.5%	7.6%	2.8%
②職場	13.9%	42.1%	22.4%	1.1%	2.6%	13.1%	4.8%
③学校教育の場	2.8%	15.0%	45.5%	0.7%	2.4%	27.2%	6.5%
④地域活動・社会活動	6.3%	35.9%	30.9%	0.7%	3.3%	17.9%	5.0%
⑤政治の場	37.2%	39.2%	7.4%	0.4%	1.1%	10.9%	3.9%
⑥法律や制度の上	15.0%	28.8%	29.9%	1.3%	1.7%	18.7%	4.6%
⑦地域社会の通念	21.6%	49.7%	10.9%	0.7%	1.7%	11.8%	3.5%
⑧社会全体	12.8%	54.3%	14.4%	0.4%	2.2%	12.2%	3.7%



※凡例は共通

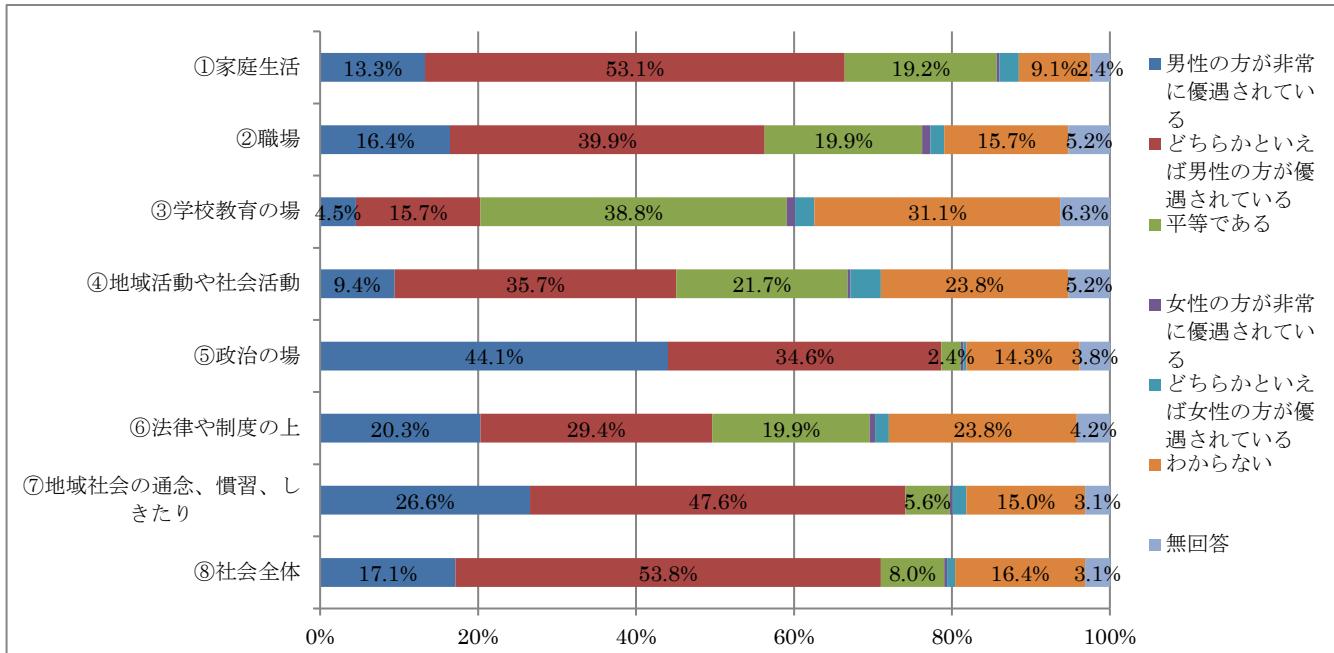
### 【男女別】

(N=524) 単位 : %

項目		男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇	平等である	女性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば女性の方が優遇	わからぬ	無回答
① 家庭生活	女性	13.3%	53.1%	19.2%	0.3%	2.4%	9.1%	2.4%
	男性	3.8%	46.3%	35.8%	1.7%	5.0%	5.8%	1.7%
② 職場	女性	16.4%	39.9%	19.9%	1.0%	1.7%	15.7%	5.2%
	男性	10.8%	45.4%	26.3%	1.3%	3.8%	10.0%	2.5%
③学校教育の場	女性	4.5%	15.7%	38.8%	1.0%	2.4%	31.1%	6.3%
	男性	0.4%	15.0%	54.6%	0.4%	2.1%	22.5%	5.0%
④地域活動・社会活動	女性	9.4%	35.7%	21.7%	0.3%	3.8%	23.8%	5.2%
	男性	2.5%	36.7%	42.5%	1.3%	2.9%	10.8%	3.3%
⑤政治の場	女性	44.1%	34.6%	2.4%	0.3%	0.3%	14.3%	3.8%
	男性	29.2%	46.3%	12.9%	0.4%	2.1%	6.7%	2.5%
⑥法律や制度の上	女性	20.3%	29.4%	19.9%	0.7%	1.7%	23.8%	4.2%
	男性	8.8%	29.6%	42.1%	2.1%	1.7%	12.1%	3.8%
⑦地域社会の通念	女性	26.6%	47.6%	5.6%	0.3%	1.7%	15.0%	3.1%
	男性	15.4%	54.2%	17.5%	0.4%	1.7%	7.5%	3.3%
⑧社会全体	女性	17.1%	53.8%	8.0%	0.3%	1.0%	16.4%	3.1%
	男性	7.1%	57.1%	22.1%	0.4%	3.8%	6.7%	2.9%

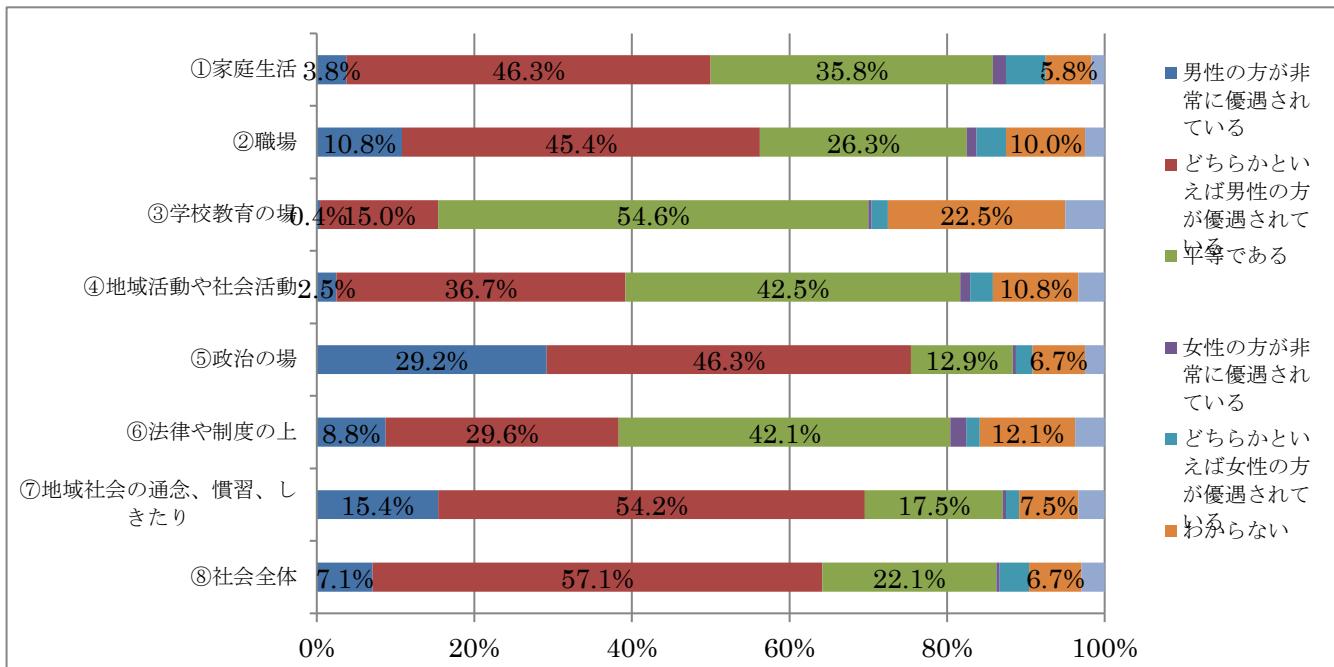
【女性】

(N=285) 単位 : %



【男性】

(N=239) 単位 : %



問11. あなたの家庭では、次の①～⑩にあげるような役割を主にどなたがしていますか。  
 (1)【理想】と(2)【現実】について、それぞれあてはまる番号に○をつけてください。

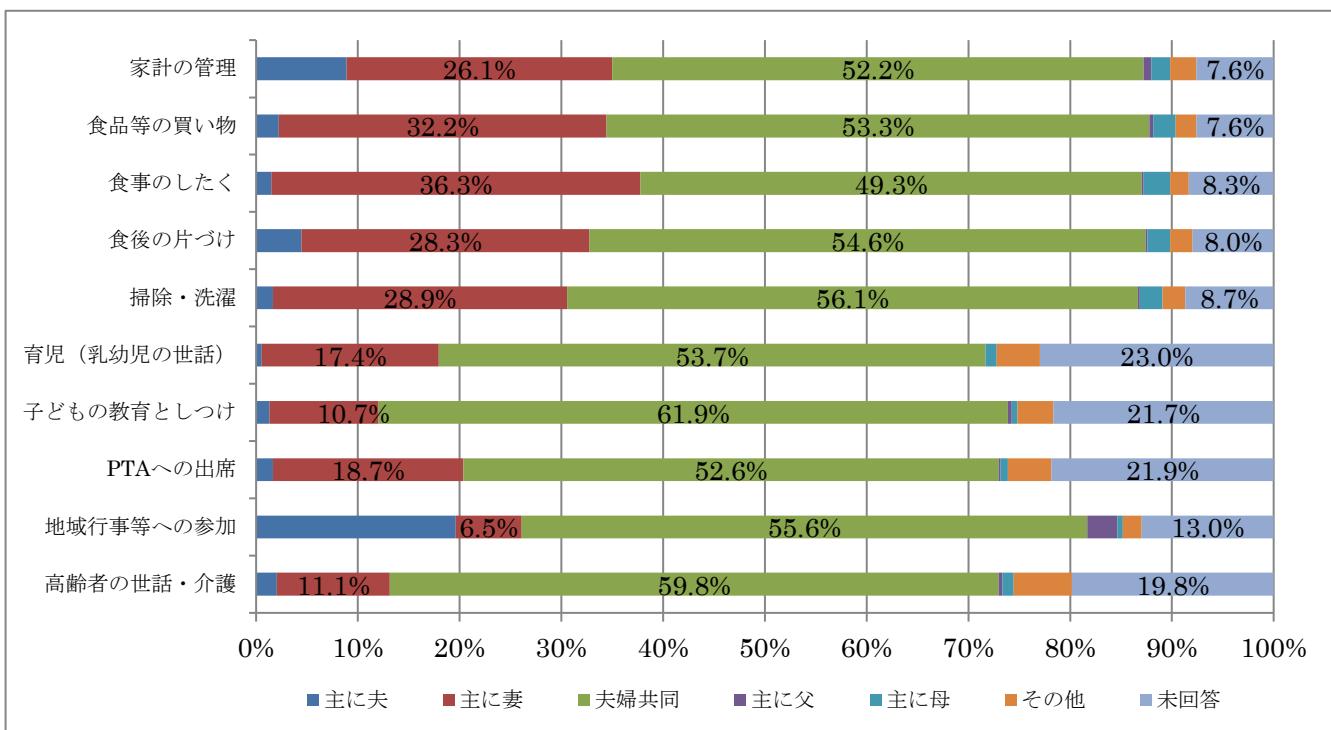
『家庭内における役割分担は、ほとんどの項目で「主に妻」が担っている』

(1)【理想】

家庭内での役割分担の理想は、すべての項目で「夫婦共同」の回答割合が多くなっています。  
 「食事のしたく」以外は「夫婦共同で」が理想と考えています。

(N=524) 単位: %

項目	(1)【理想】						
	主に夫	主に妻	夫婦共同で	主に父	主に母	その他	無回答
①家計の管理	8.9%	26.1%	52.2%	0.7%	1.9%	2.6%	7.6%
②食品等の買い物	2.2%	32.2%	53.3%	0.4%	2.2%	2.0%	7.6%
③食事のしたく	1.5%	36.3%	49.3%	0.2%	2.6%	1.9%	8.3%
④食事の片づけ	4.4%	28.3%	54.6%	0.2%	2.2%	2.2%	8.0%
⑤掃除・洗濯	1.7%	28.9%	56.1%	0.2%	2.2%	2.2%	8.7%
⑥育児(乳幼児の世話)	0.6%	17.4%	53.7%	0.0%	1.1%	4.3%	23.0%
⑦子どもの教育としつけ	1.3%	10.7%	61.9%	0.4%	0.6%	3.5%	21.7%
⑧PTAへの出席	1.7%	18.7%	52.6%	0.2%	0.7%	4.3%	21.9%
⑨地域行事への参加	19.6%	6.5%	55.6%	3.0%	0.6%	1.9%	13.0%
⑩高齢者の世話・介護	2.0%	11.1%	59.8%	0.4%	1.1%	5.7%	19.8%



## (2) 【現実】

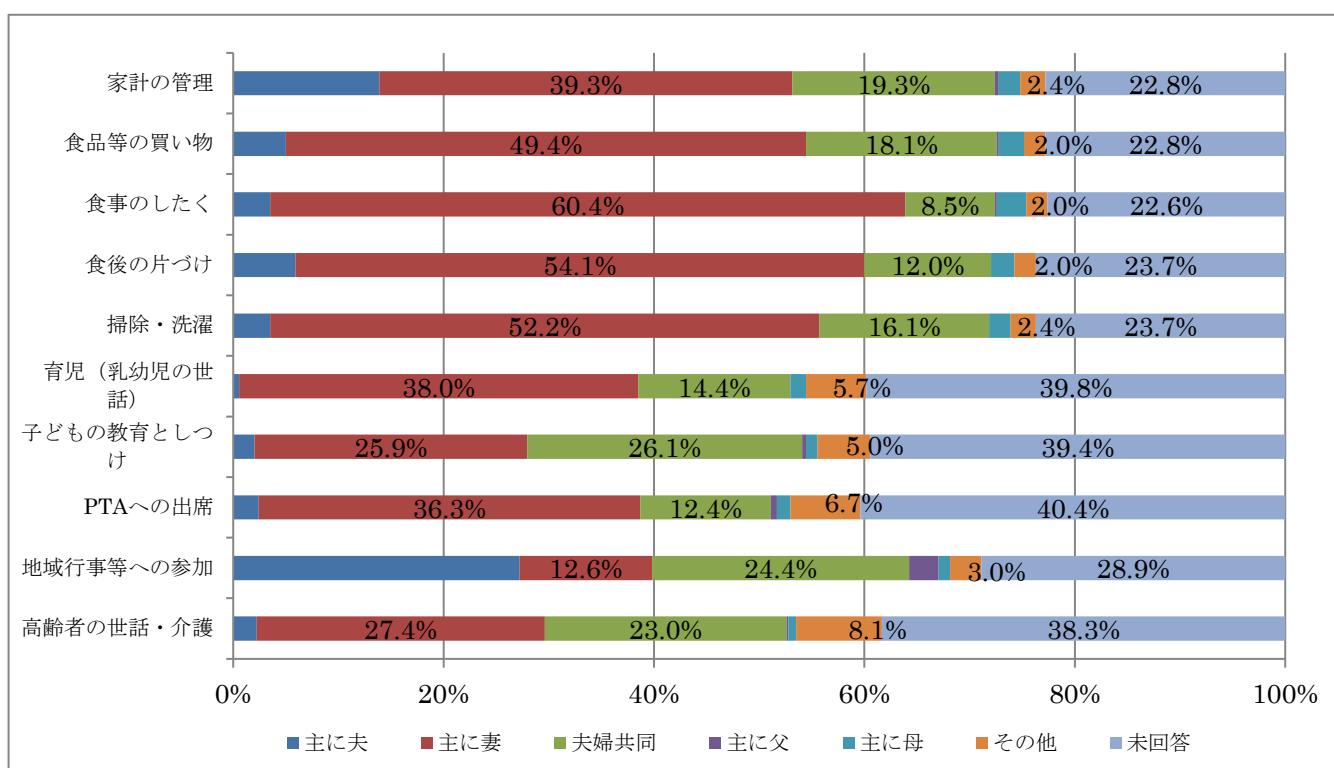
家庭内での役割分担の現実は、「主に妻」の回答割合が多く、女性の家事負担が大きい状況となっています。「主に妻」よりも「主に夫」の回答が多かったのは、「地域行事への参加」のみとなっています。また、「主に妻」よりも「夫婦共同で」の回答が多かったのは、「地域行事への参加」、「子どものしつけと教育」でした。

役割分担の理想では「夫婦共同で」の割合が高くなっていますが、現実には、家事等ほとんどを「主に妻」が担当しています。働く女性が増えている一方、家庭では、伝統的な役割分担がまだ解消されておらず、女性の負担が大きい状況です。

女性だけに負担がかからないよう、男性の家事・育児・介護等への参加が必要です。

(N=524) 単位 : %

項目	(2) 【現実】						
	主に夫	主に妻	夫婦共同で	主に父	主に母	その他	無回答
①家計の管理	13.9%	39.3%	19.3%	0.4%	2.0%	2.4%	22.8%
②食品等の買い物	5.0%	49.4%	18.1%	0.2%	2.4%	2.0%	22.8%
③食事のしたく	3.5%	60.4%	8.5%	0.2%	2.8%	2.0%	22.6%
④食事の片づけ	5.9%	54.1%	12.0%	0.0%	2.2%	2.0%	23.7%
⑤掃除・洗濯	3.5%	52.2%	16.1%	0.0%	2.0%	2.4%	23.7%
⑥育児(乳幼児の世話)	0.6%	38.0%	14.4%	0.0%	1.5%	5.7%	39.8%
⑦子どもの教育としつけ	2.0%	25.9%	26.1%	0.4%	1.1%	5.0%	39.4%
⑧PTAへの出席	2.4%	36.3%	12.4%	0.6%	1.3%	6.7%	40.4%
⑨地域行事への参加	27.2%	12.6%	24.4%	2.8%	1.1%	3.0%	28.9%
⑩高齢者の世話・介護	2.2%	27.4%	23.0%	0.2%	0.7%	8.1%	38.3%



問12．今後、男性が女性とともに家庭生活（家事、育児、介護）や地域活動等への参加をしていくために必要なことは何だと思いますか。あなたの考えに近いものをすべての番号に○をつけてください。

『女性、男性ともに「夫婦や家族間でお互いの立場を理解し、コミュニケーションをよくはかる」ことが必要と考えている』

男性が、女性とともに家庭生活や地域活動等への参加をしていくためには、「夫婦や家族間で互いの立場を理解し、コミュニケーションをよくはかる」ことが必要と回答した人は女性、男性ともに約19%で、他の選択肢よりも高い値でした。

女性、男性ともに次に多かった項目が、「男性が家事などに参加することへの男性自身の抵抗感をなくすこと」でした。しかし、同選択肢への回答は、男性14.9%、女性16.2%で、男性の方が、少し低い割合でした。

(N=524) 単位：%

項目	男性が家事などに参加することへの男性の女性自身の抵抗感をなくすこと	男性が家事などに参加することへ	夫婦や家族間でお互いの立場を理解し、コミュニケーションをよくはかること	職場の中での男性による家事、育児、介護、地域活動について、支	勤務時間の短縮や休暇活動を普及させ、仕事以外の時間について、社会の評価を高めること	男性による家事、育て、介護、地域活動について、社会の中でのその評価を高めること	国や地方自治体等の研修等により男性の家事や子育ての介護等の技能を高めること	男性が育児や介護、地域活動を行うための仲間（ネットワーク）作りを進めること	家庭や地域活動と仕事の両立の問題について、男性がトワーカー作りを進めること	その他	特に必要なことはない
全体	15.6%	7.3%	18.9%	11.6%	11.0%	12.4%	7.0%	6.8%	7.4%	0.9%	1.1%
女性	16.2%	7.4%	18.6%	10.8%	10.8%	12.7%	7.0%	6.5%	8.0%	0.8%	1.1%
男性	14.9%	7.0%	19.2%	12.7%	11.2%	12.1%	6.9%	7.2%	6.6%	1.0%	1.1%

## 2. 職業

問13.一般的に女性が仕事を持つことについて、あなたはどう思いますか。あなたのお考えにもっとも近いものを一つだけ選び、○をつけてください。

『「結婚や出産に関わらず仕事を持続した方が良い」と考えている人の割合が高い』

女性が仕事を持つことに対し、女性、男性ともに「結婚や出産にかかわらず仕事を持続した方が良い」と考えている人が最も多く、56.2%となっています。次に多かった回答は、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕を持つ方がよい」で、20.1%となっています。性別による回答差はほとんど見られませんでしたが、年齢別で見ると、世代間では回答にばらつきがあります。

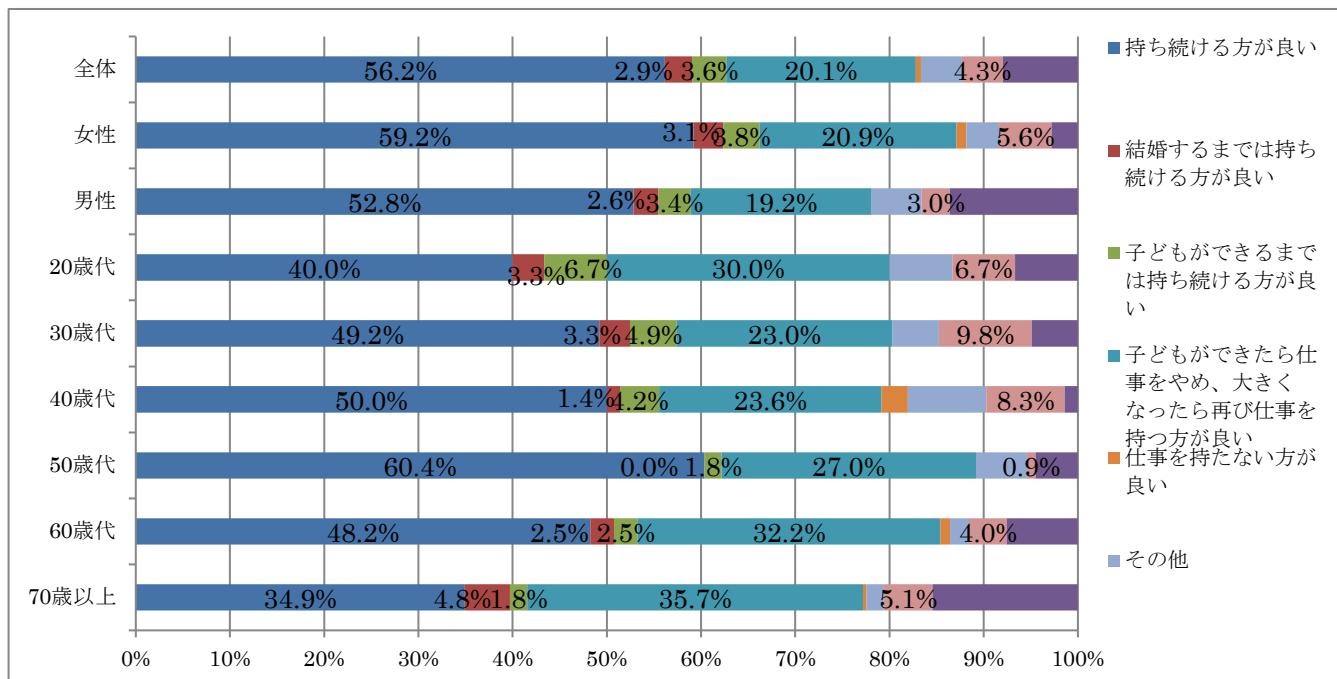
20歳代では、「結婚や出産に関わらず仕事を持続した方が良い」と考えている人の割合が40.0%と、70歳以上の34.9%に次いで低くなっています。また、「子どもができたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕を持つ方がよい」と回答した人の割合は、70歳以上の35.7%、60歳代の32.2%に次いで多い30.0%となっています。

30歳代、40歳代、50歳代、60歳代では「結婚や出産に関わらず仕事を持続した方が良い」と考えている人の割合が、ほぼ半数でした。

仕事を持続する環境が整っていないと考える人が多いと思われ、女性が、結婚や出産に関わらず仕事を続けられるような体制づくりを行っていく必要があります。また、年齢層による意識の差についても十分に検討し、効果的な啓発を実施する必要があります。

(N=524) 単位 : %

項目	結婚や出産にかかわらず、仕事を持続した方がよい	結婚するまでは仕事を持つ方がよい	子どもができるまでは、仕事を持つ方がよい	子どもができるたら仕事をやめ、大きくなったら再び仕事を持つ方がよい	仕事を持たない方がよい	その他	わからない	無回答
全 体	56.2%	2.9%	3.6%	20.1%	0.5%	4.3%	4.3%	8.0%
女 性	59.2%	3.1%	3.8%	20.9%	1.0%	3.5%	5.6%	2.8%
男 性	52.8%	2.6%	3.4%	19.2%	0.0%	5.3%	3.0%	13.6%
20歳代	40.0%	3.3%	6.7%	30.0%	0.0%	6.7%	6.7%	6.7%
30歳代	49.2%	3.3%	4.9%	23.0%	0.0%	4.9%	9.8%	4.9%
40歳代	50.0%	1.4%	4.2%	23.6%	2.8%	8.3%	8.3%	1.4%
50歳代	60.4%	0.0%	1.8%	27.0%	0.0%	5.4%	0.9%	4.5%
60歳代	48.2%	2.5%	2.5%	32.2%	1.0%	2.0%	4.0%	7.5%
70歳以上	34.9%	4.8%	1.8%	35.7%	0.4%	1.8%	5.1%	15.4%



問14. あなたは女性が仕事を持ち続けていくためには、どのような支援や改善が必要だと思いますか。あなたのお考えに最も近いものを3つまで選び、番号に○をつけてください。

『女性が仕事を持ち続けていくためには「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」が必要であると考えている人が多い』

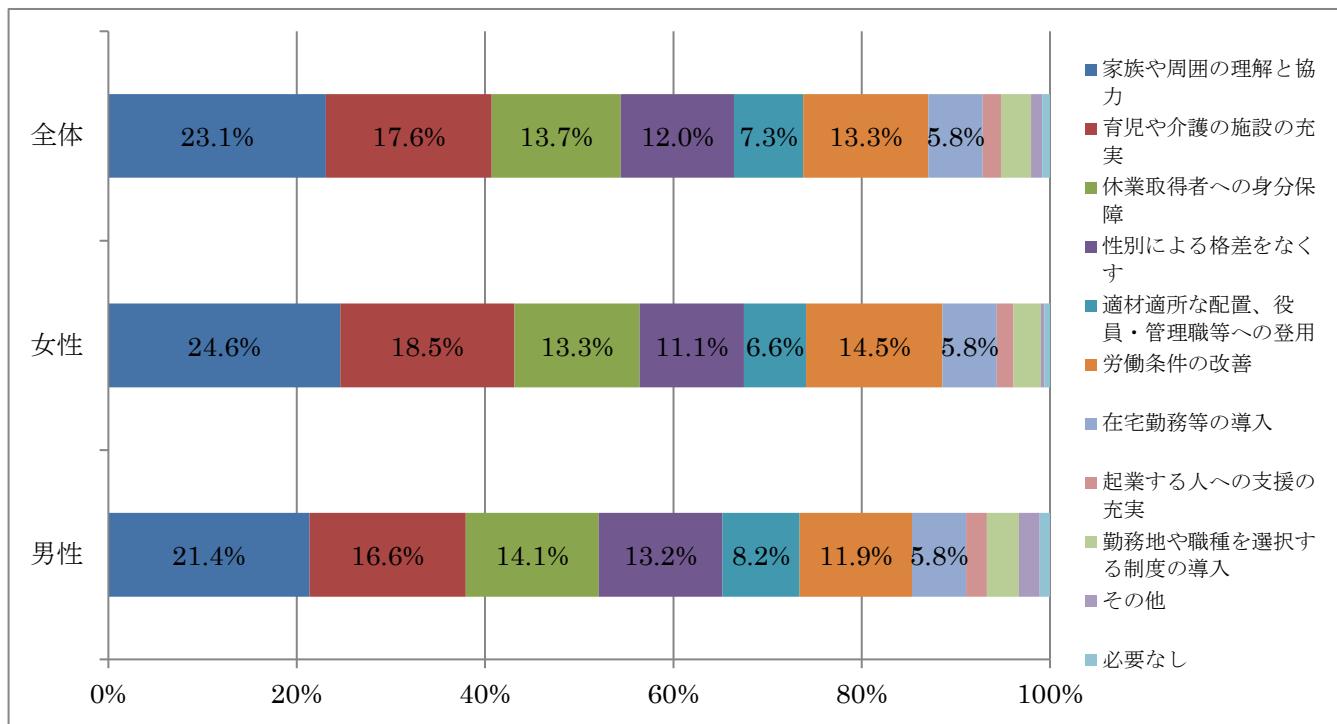
女性が仕事を持ち続けていくために必要なことの上位3項目は、「女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること」(23.1%)、「育児や介護のための施設（保育所、介護施設等）を充実すること」(17.6%)、「育児や介護の休業利用者が不利な扱いを受けず、身分保障がされていること」(13.7%)をあげています。

一方で、女性と男性で回答の差が大きかった選択肢は、「特に条件整備、支援や改善は必要ない」と「起業する人への支援を充実させること」で、女性の回答割合は男性より少なくなっています。

女性が仕事を持ち続けていくため、今後も引き続き啓発活動を行うとともに、育児や介護のための施設の充実を行う必要があります。また、雇用者に対し、育児や介護休業利用者が不利な扱いを受けないよう引き続き周知・啓発を行う必要があります。

(N=524) 単位：%

項目	女性が働くことに対し、家族や周囲の理解と協力があること	育児や介護のための施設（保育所、介護施設等）を充実すること	育児や介護の休業利用者が不利な扱いを受けず、身分保障がされていること	給与、昇格、昇進の面等で性別による格差をなくすこと	意欲や能力に応じた適材適所な配置や役員・管理職への登用等をすること	パートアルバイトや契約社員・派遣社員等の労働条件をよくすること	在宅勤務やフレックスタイム制度を導入すること	起業する人への支援を充実させること	勤務地や職種を選択する制度を導入すること	その他	特に条件整備支援や改善は必要ない
全体	23.1%	17.6%	13.7%	12.0%	7.3%	13.3%	5.8%	2.0%	3.2%	1.2%	0.8%
女性	24.6%	18.5%	13.3%	11.1%	6.6%	14.5%	5.8%	1.8%	2.9%	0.4%	0.6%
男性	21.4%	16.6%	14.1%	13.2%	8.2%	11.9%	5.8%	2.2%	3.4%	2.2%	1.1%



### 3. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

問17. 「仕事」、「家庭生活」「地域・個人の生活」（地域活動・学習・趣味・付き合い等）の優先度について、あなたの希望に近いものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。

#### 『ワーク・ライフ・バランスの希望と現実に隔たりが生じている』

「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度の希望と現実について尋ねました。希望については、「『家庭生活』を優先したい」が22.4%と多く、次に「『仕事』と『家庭生活』をともに優先したい」が18.8%と続いています。

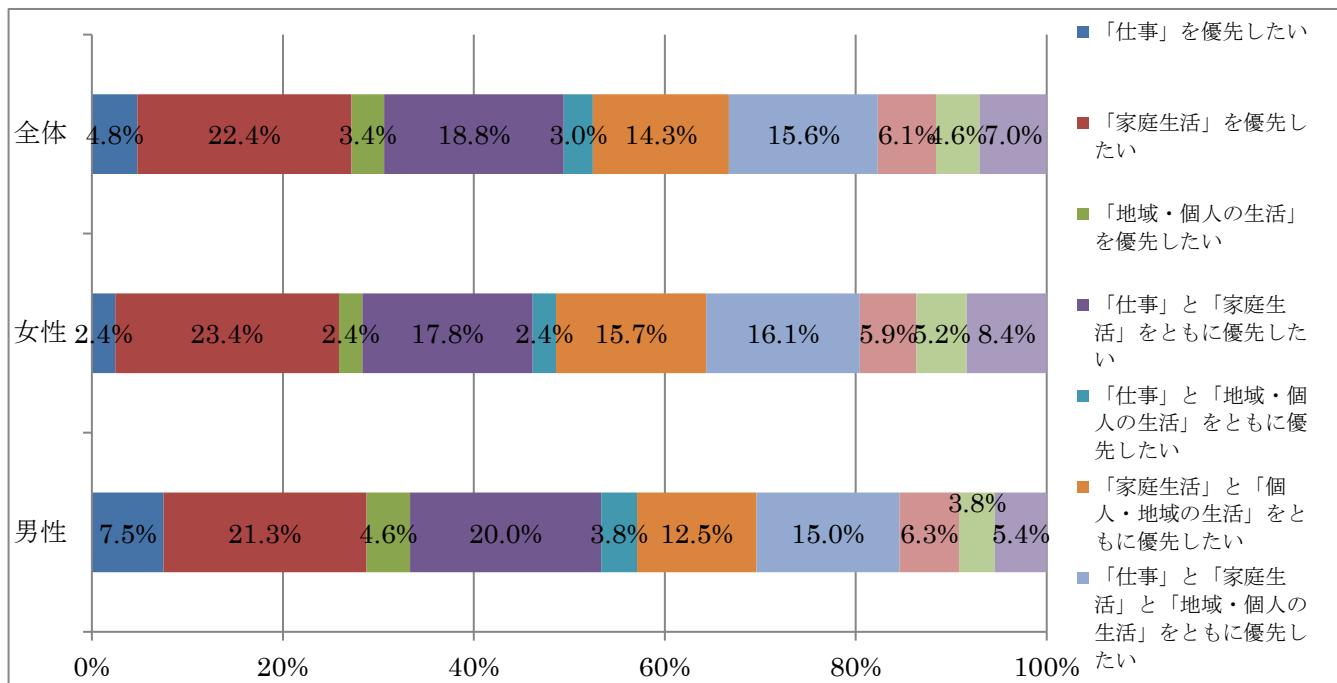
また、現在の生活においても、「『家庭生活』を優先している」が28.7%と多く、次に「『仕事』を優先している」が12.7%と続いています。

「『仕事』を優先したい」と回答した人は4.8%しかいませんでしたが、実際に「『仕事』を優先している」と回答した人は12.7%となっています。希望と現実に、大きなギャップがあることがわかります。

希望するワーク・ライフ・バランスを実現するためには、家庭内での役割分担の見直しや育児休暇・介護休暇の積極的な取得など、働きやすい環境づくりが必要です。

(N=524) 単位：%

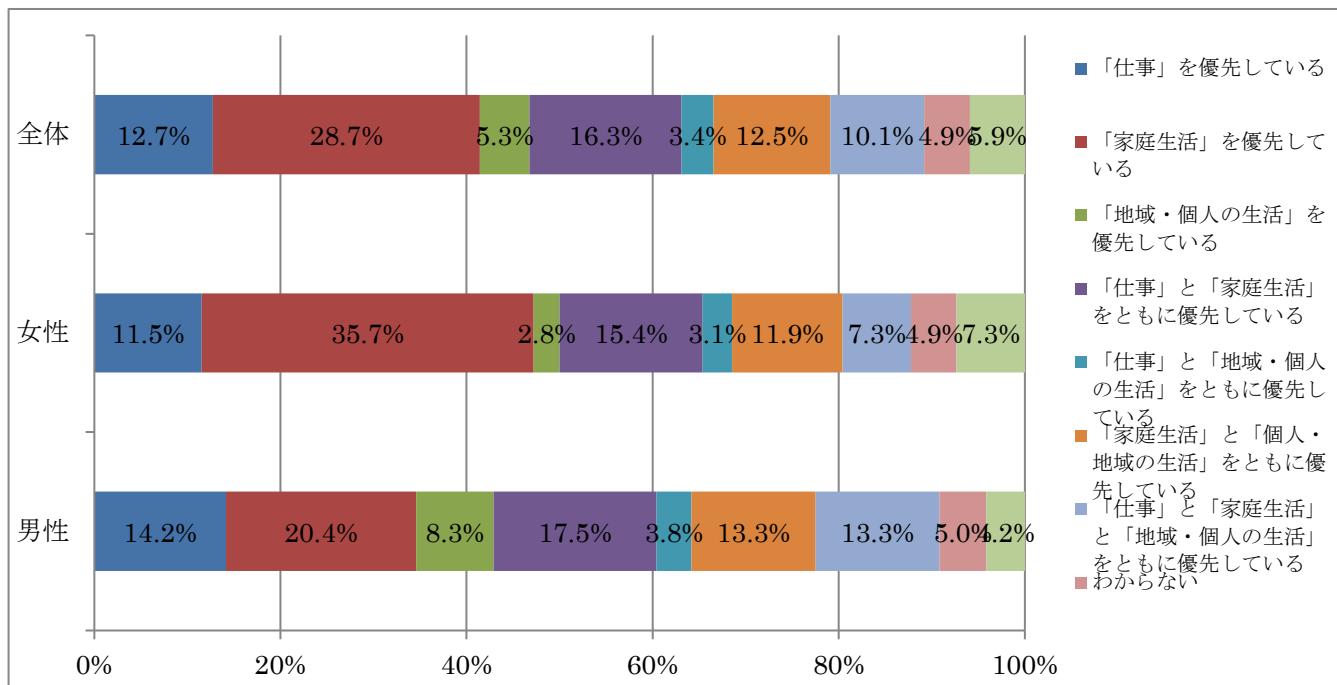
項目	1. 「仕事」を優先したい	2. 「家庭生活」を優先したい	3. 「地域・個人の生活」を優先したい	4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先したい	5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先したい	8. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」の優先度について考えたことがない	9. わからない	無回答
全体	4.8%	22.4%	3.4%	18.8%	3.0%	14.3%	15.6%	6.1%	4.6%	7.0%
女性	2.4%	23.4%	2.4%	17.8%	2.4%	15.7%	16.1%	5.9%	5.2%	8.4%
男性	7.5%	21.3%	4.6%	20.0%	3.8%	12.5%	15.0%	6.3%	3.8%	5.4%



問18. 現在の生活の中での「仕事」、「家庭生活」、「地域・個人の生活」の優先度について、あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。

(N=524) 単位 : %

項目	1. 「仕事」を優先している	2. 「家庭生活」を優先している	3. 「地域・個人の生活」を優先している	4. 「仕事」と「家庭生活」をともに優先している	5. 「仕事」と「地域・個人の生活」をともに優先している	6. 「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	7. 「仕事」と「家庭生活」と「地域・個人の生活」をともに優先している	8. わからない	無回答
全体	12.7%	28.7%	5.3%	16.3%	3.4%	12.5%	10.1%	4.9%	5.9%
女性	11.5%	35.7%	2.8%	15.4%	3.1%	11.9%	7.3%	4.9%	7.3%
男性	14.2%	20.4%	8.3%	17.5%	3.8%	13.3%	13.3%	5.0%	4.2%



#### 4. 教育について

問23. あなたは子どもが将来どのような人に育ってほしいと思いますか。それぞれについて、あなたのお考えに近いものを3つまで選び、それぞれ番号に○をつけてください。

『男の子、女の子ともに「思いやりのある人」になってほしいと考えている人が多い  
子どもの性別により、どのような人に育ってほしいかという期待に一部差がある』

子どもの将来については男の子、女の子ともに「思いやりのある人」になってほしいと回答した人が最も多く、それぞれ24.3%、30.4%となっています。次いで、男の子では「家庭を大事にする人」(13.9%)、「責任感の強い人」(13.5%)と続きますが、女の子では「家庭を大事にする人」(18.4%)、「素直な人」(14.3%)と続きます。

回答者の男女別でみると、男の子に対する希望では、男性の回答は「思いやり」、「责任感」、「家庭」となり、女性の回答者では「思いやり」、「家庭」、「身の回り」の順になっています。女の子に対する希望では、「思いやりのある人」、「家庭を大事にする人」と続きますが、女性の回答者の場合、第3希望は全体の傾向とは異なり、「身の回りのことは自分でできる人」の回答が「责任感の強い人」よりもわずかですが、多くなっています。

また、男の子に対する希望では、男性、女性ともに「指導力のある人」、「経済力のある人」と回答した人の割合が女の子に対する回答よりも高く、女の子に対する希望では、男性、女性ともに「思いやりのある人」、「家庭を大切にする人」と回答した人の割合が男の子に対する回答よりも高くなっています。これらのことからも、固定的性別役割分担意識が根強いことがうかがわれます。

男女共同参画社会の実現のためには、固定的性別役割分担意識の解消に向けた啓発の推進が求められます。こどもの頃から男女の人権尊重や、男女平等の意識を育てていく必要があります。

## 【全体】

(N=524) 単位 : %

	思いやりのある人	素直な人	责任感の強い人	社会的な地位のある人	身の回りのことは自分でできる人	家庭を大事にする人	思ったことをやり遂げる人	社会貢献をする人	判断力のある人	指導力のある人	経済力のある人	なし	わからない
男の子	24.3%	7.8%	13.5%	1.1%	10.8%	13.9%	4.1%	4.3%	7.6%	2.2%	9.6%	0.1%	0.8%
女の子	30.4%	14.3%	6.2%	0.1%	10.8%	18.4%	2.9%	3.5%	6.8%	0.4%	4.9%	0.1%	1.0%

## 【男の子】

(N=524) 単位 : %

	思いやりのある人	素直な人	责任感の強い人	社会的な地位のある人	身の回りのことは自分でできる人	家庭を大事にする人	思ったことをやり遂げる人	社会貢献をする人	判断力のある人	指導力のある人	経済力のある人	なし	わからない
女性	25.2%	7.1%	12.5%	0.3%	13.3%	14.4%	4.2%	3.0%	7.8%	0.9%	9.9%	0.1%	1.1%
男性	23.9%	8.9%	15.3%	0.2%	7.2%	13.9%	4.2%	5.9%	7.4%	3.7%	8.9%	0.3%	0.3%

## 【女の子】

(N=524) 単位 : %

	思いやりのある人	素直な人	责任感の強い人	社会的な地位のある人	身の回りのことは自分でできる人	家庭を大事にする人	思ったことをやり遂げる人	社会貢献をする人	判断力のある人	指導力のある人	経済力のある人	なし	わからない
女性	30.0%	12.8%	5.7%	0.6%	12.8%	16.1%	3.7%	2.8%	7.2%	0.5%	6.2%	0.1%	1.3%
男性	30.0%	16.1%	7.1%	0.0%	8.1%	20.8%	2.0%	4.4%	6.1%	0.3%	4.4%	0.2%	0.5%

## 5. ドメスティック・バイオレンス（配偶者・恋人間の暴力）について

問25. あなたの配偶者または恋人が、次の①～⑫にあげるような行為をした場合、それを暴力だと思いますか。あなたのお考えに近いものを1つだけ選び、それぞれ番号に○をつけてください。

『半数以上の人人がほぼすべての項目において「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答している』

「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した人の割合が高かった項目は、「刃物等を突きつけて、おどす」の89.6%で、「いやがっているのに性的行為を強要する」(79.6%)、「ものを投げつける」(77.8%)と続きます。

一方、「どんな場合も暴力にあたると思う」と回答した人の割合が最も少なかったのは、「何を言っても無視し続ける」の45.9%で、以下「大声でどなる」の51.9%となっています。

性別で見てみると、女性では「刃物等を突きつけて、おどす」の項目に対し「暴力にあたるとは思わない」と回答した人の割合が、男性よりもわずかですが、高くなっています。

男性では「暴力の場合とそうでない場合がある」と回答した人の割合は、ほぼすべての項目において女性よりも高くなっています。

身体的な暴力については、DVであるとの認識は広がっているものの、「何を言っても無視し続ける」、「大声でどなる」などの精神的暴力がDVに該当するという認識が低い状況です。

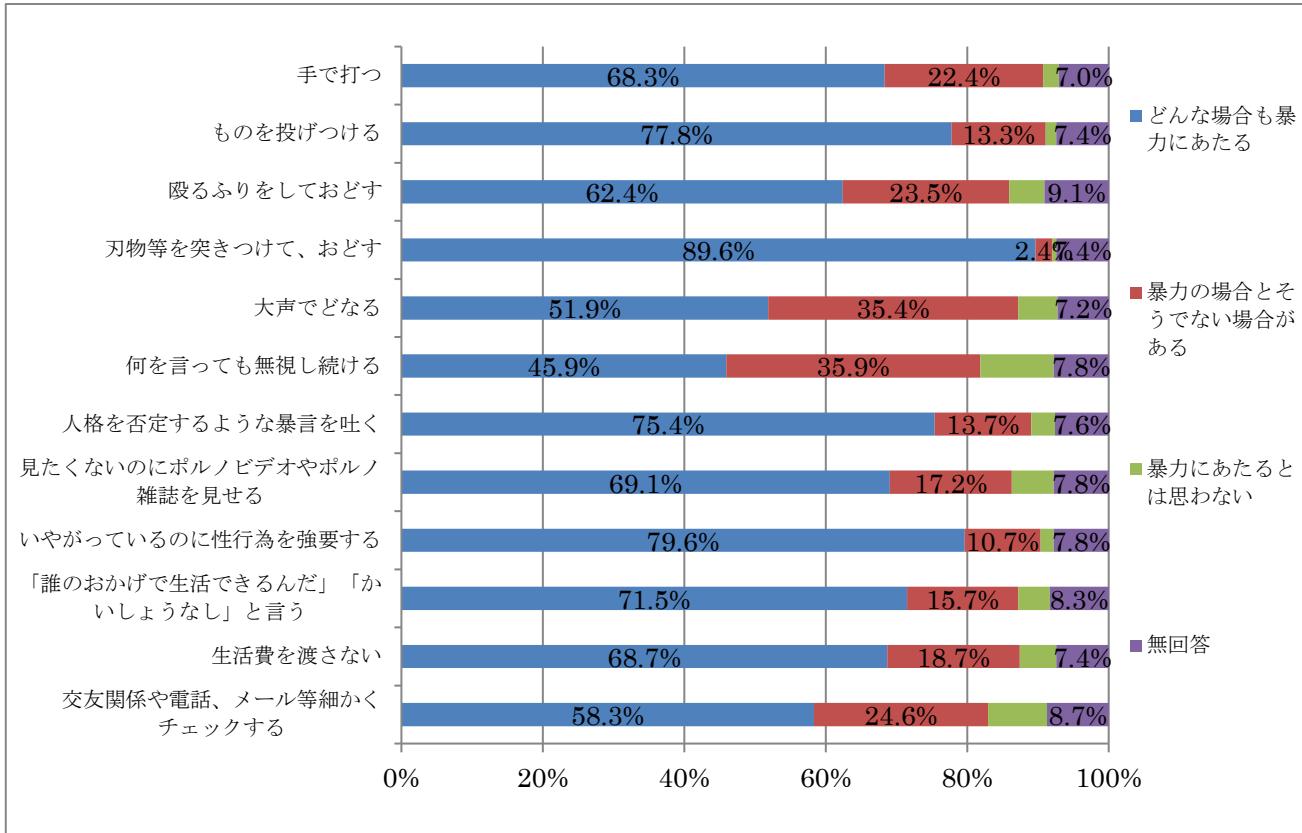
DVには身体的暴力以外にも、経済的暴力、精神的暴力、社会的暴力等さまざまな暴力があることを啓発していく必要があります。

(N=524) 単位：%

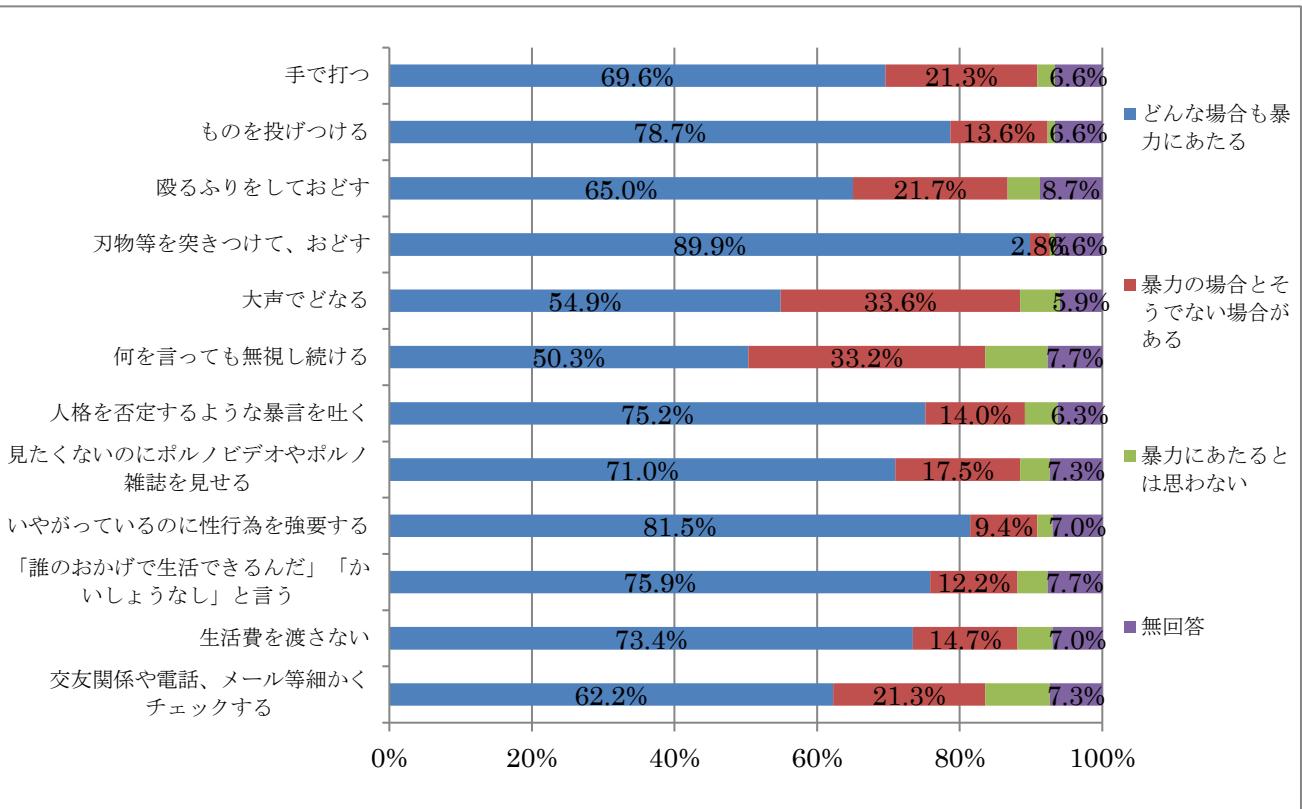
項目		どんな場合も暴力にあたると思う	暴力の場合とそうでない場合がある	暴力にあたるとは思わない	無回答
①手で打つ	全体	68.3%	22.4%	2.2%	7.0%
	女性	69.6%	21.3%	2.4%	6.6%
	男性	67.5%	24.2%	2.1%	6.3%
②ものを投げつける	全体	77.8%	13.3%	1.5%	7.4%
	女性	78.7%	13.6%	1.0%	6.6%
	男性	77.1%	13.8%	2.1%	7.1%
③殴るふりをして、おどす	全体	62.4%	23.5%	5.0%	9.1%
	女性	65.0%	21.7%	4.5%	8.7%
	男性	59.6%	26.7%	5.4%	8.3%
④刃物等を突きつけて、おどす	全体	89.6%	2.4%	0.6%	7.4%
	女性	89.9%	2.8%	0.7%	6.6%
	男性	90.8%	4.2%	0.0%	5.0%

⑤大声でどなる	全体	51.9%	35.4%	5.6%	7.2%
	女性	54.9%	33.6%	5.6%	5.9%
	男性	48.3%	38.3%	5.8%	7.5%
⑥何を言っても無視し続ける	全体	45.9%	35.9%	10.4%	7.8%
	女性	50.3%	33.2%	8.7%	7.7%
	男性	40.4%	40.4%	12.9%	6.3%
⑦人格を否定するような暴言をはく	全体	75.4%	13.7%	3.3%	7.6%
	女性	75.2%	14.0%	4.5%	6.3%
	男性	76.7%	13.8%	2.1%	7.5%
⑧見たくないのにポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	全体	69.1%	17.2%	5.9%	7.8%
	女性	71.0%	17.5%	4.2%	7.3%
	男性	67.5%	17.1%	8.3%	7.1%
⑨いやがっているのに性的行為を強要する	全体	79.6%	10.7%	1.9%	7.8%
	女性	78.8%	12.1%	1.7%	7.5%
	男性	81.5%	9.4%	2.1%	7.0%
⑩「誰のおかげで生活ができるんだ」とか「かいしょうなし」と言う	全体	71.5%	15.7%	4.4%	8.3%
	女性	75.9%	12.2%	4.2%	7.7%
	男性	67.5%	20.0%	5.0%	7.5%
⑪生活費を渡さない	全体	68.7%	18.7%	5.2%	7.4%
	女性	73.4%	14.7%	4.9%	7.0%
	男性	64.2%	23.8%	5.4%	6.7%
⑫交友関係や電話、メールを細かくチェックする	全体	58.3%	24.6%	8.3%	8.7%
	女性	62.2%	21.3%	9.1%	7.3%
	男性	54.6%	29.6%	7.5%	8.3%

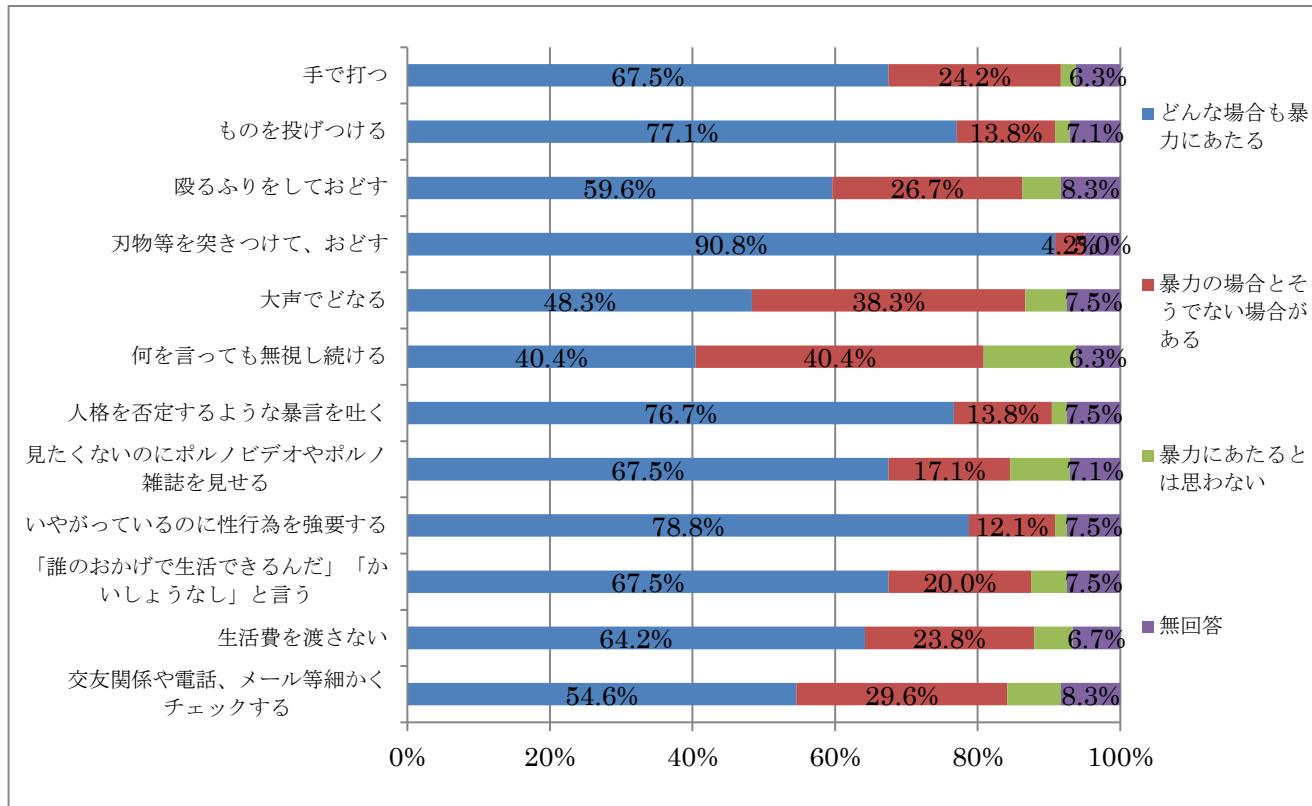
## 【全体】



## 【女性】



## 【男性】



問26. あなたはこれまでに、配偶者や恋人等親しい人間関係にある人との間で、次のようなことをしたり、されたりしたことがありますか。次の①～⑯までのそれぞれについて、あてはまるものすべての番号に○をつけてください。

『この1年以内にDVをされたことがある人は延べ36人。またDVを何度もされたことがある人は延べ138人』

DVをこれまでにしたこと、されたことについての調査を行いました。DVをしたことがあると回答した人はすべての項目において男性が大多数を占めています。

DVをされたことがあると回答した女性で、1年以内にDV被害にあったと回答した人数は延べ22人で、何度もDV被害を受けた女性は114人と男性のそれぞれ14人、24人を大きく上回っています。

また、「1年以内」にかつ「何度も」DV被害にあったと回答した件数は10個の項目で延べ127人ありました。そのうち、女性の被害者が102人となっています。

男女共同参画社会の実現に向け、あらゆる暴力を根絶するための啓発を引き続き、行っていく必要があります。

項目	(単位:件)	したことがある	されたことがある				まったくない	
			時期		回数			
			1年以内	それ以前	何度も	1,2度		
身体への攻撃	①たたく、突き飛ばす	全体	43	6	35	5	38	367
		女性	10	3	21	5	26	202
		男性	33	3	14	0	12	165
	②なぐる、ける	全体	19	0	27	8	21	414
		女性	5	0	17	5	13	224
		男性	14	0	10	3	8	190
	③体を傷つける可能性のある物で殴る	全体	9	0	10	3	13	457
		女性	2	0	6	1	8	249
		男性	7	0	4	2	5	208
威嚇・おどし	④「殺す」「けがをさせる」等と言っておどす	全体	5	2	10	5	9	464
		女性	0	2	7	3	8	250
		男性	5	0	3	2	1	214
	⑤なぐるふりをして、おどす	全体	26	2	20	8	24	409
		女性	5	2	15	7	19	217
		男性	21	0	5	1	5	192
	⑥刃物等を突きつけて、おどす	全体	2	1	12	0	4	476
		女性	0	0	2	0	3	266
		男性	2	1	10	0	1	210
	⑦家具や食器、日用品を投げたり、壊したりしておどす	全体	23	2	29	8	27	402
		女性	7	1	21	7	23	208
		男性	16	1	8	1	4	194
精神的・経済的に追いつめること	⑧大声でどなって威嚇する	全体	62	12	55	30	67	263
		女性	17	9	37	26	45	132
		男性	45	3	18	4	22	191
	⑨何を言っても長時間無視し続ける	全体	51	7	32	16	43	340
		女性	22	4	18	12	26	185
		男性	29	3	14	4	17	212
	⑩「誰のおかげで生活できるんだ」「かいしょうなし」「役立たず」「死ね」等とののしる	全体	8	1	21	12	10	437
		女性	0	1	17	10	7	232
		男性	8	0	4	2	3	205
	⑪大切にしているものをわざと捨てたり、壊したりする	全体	8	0	9	4	9	457
		女性	2	0	4	3	5	252
		男性	6	0	5	1	4	205

性に関すること	⑫社会的な活動や就職等を許さない	全体	2	0	9	4	9	464
		女性	0	0	7	3	7	249
		男性	2	0	2	1	2	215
	⑬交友関係や電話・外出・手紙等のやり取り、お金の使い道を細かく監視・制限する	全体	6	0	13	9	11	452
		女性	3	0	10	7	8	239
		男性	3	0	3	2	3	213
	⑭生活費等の必要なお金を渡さない、食事等をさせない	全体	2	0	6	7	2	473
		女性	1	0	5	6	1	254
		男性	1	0	1	1	1	219
	⑮見たくないのに、ポルノビデオやポルノ雑誌を見せる	全体	4	0	6	2	5	460
		女性	1	0	4	2	5	241
		男性	3	0	2	0	0	219
	⑯相手がいやがっているのに、性的な行為を強要する	全体	10	1	16	10	14	425
		女性	4	0	13	10	8	217
		男性	6	1	3	0	6	208
	⑰避妊に協力しない	全体	5	2	7	6	7	446
		女性	1	0	7	6	5	231
		男性	4	2	0	0	2	215
	⑱中絶を強要する	全体	3	0	4	1	5	458
		女性	1	0	4	1	5	239
		男性	2	0	0	0	0	219

「1年以内」に「何度も」DVをされたことがあると回答した人 (N=127) (単位：人)

項目	全体	女性	男性
④ 「殺す」「けがをさせる」等と言っておどす	7	5	2
⑤殴るふりをして、おどす	10	9	1
⑧大声でどなって威嚇する	42	35	7
⑨何を言っても長時間無視し続ける	23	16	7
⑩ 「誰のおかげで生活できるんだ」「かいじょうなし」「役立たず」「死ね」等とののしる	13	11	2
⑫社会的な活動や就職等を許さない	4	3	1
⑬交友関係や電話・外出・手紙等のやり取り、お金の使い道を細かく監視・制限する	9	7	2
⑭生活費等の必要なお金を渡さない、食事等をさせない	7	6	1
⑯相手がいやがっているのに、性的な行為を強要する	11	10	1
⑰避妊に協力しない	1	0	1
計	127	102	25

問26－2. あなたは、その受けた行為について誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。  
あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。

### 『誰かに打ち明けたり、相談したりした人の割合、43.4%』

DV被害を相談した人の割合は、女性が50.0%であるのに対し、男性は30.0%と少なく、全体でも43.4%の人しか相談をしていません。

相談した相手は、女性も男性も「家族・親戚」や「知人・友人」をあげています。「警察」や「配偶者暴力相談支援センター」等の専門機関へ相談している人は、きわめて少数でした。

相談をしなかった理由で多かったのは「相談するほどのことではないと思った」、「自分にも悪いところがあると思った」、「相談してもむだだと思った」となっています。

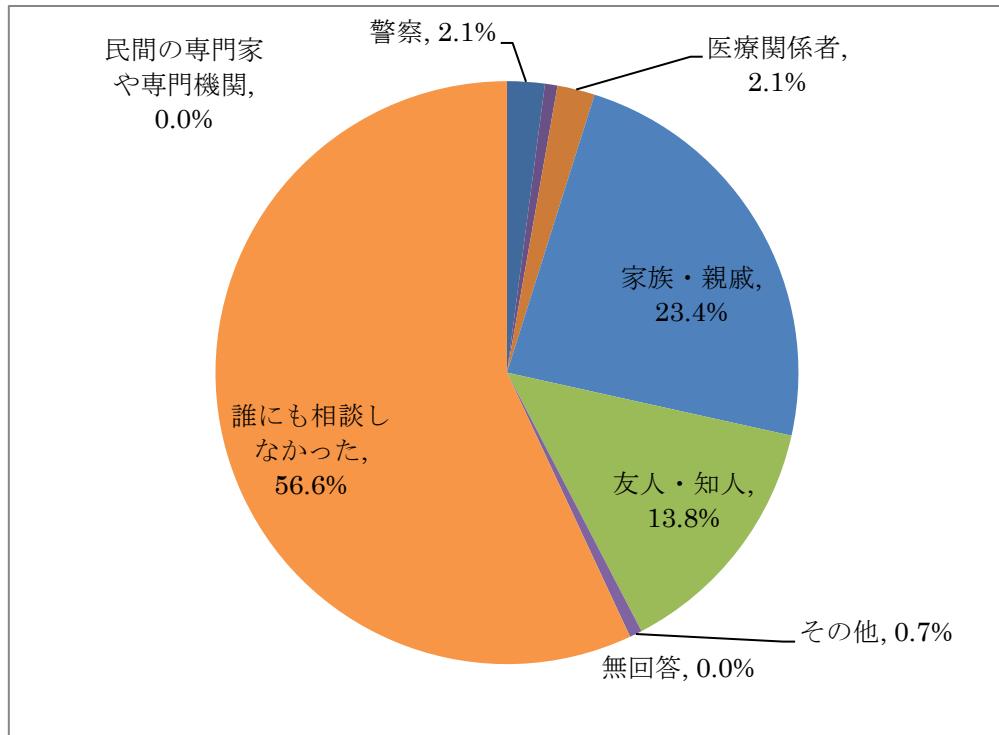
DV被害者が相談しやすくなるよう、市報やケーブルテレビ、チラシ等による相談機関の周知や、相談者が相談機関で二次被害を受けないよう相談を受ける職員の研修の充実、相談窓口の増加、ワンストップで相談ができるような体制づくり等が必要です。

あわせて、配偶者または恋人による暴力が、重大な人権侵害に該当するということを啓発していく必要があります。

(N=127) 単位：%

項目	全体	女性	男性
警察	2.1%	3.2%	0.0%
配偶者暴力相談支援センター	0.0%	0.0%	0.0%
その他の公的な機関	0.0%	0.0%	0.0%
人権擁護委員、民生委員、自治委員等	0.7%	0.0%	2.0%
民間の専門家や専門機関	0.0%	0.0%	0.0%
医療関係者	2.1%	2.1%	2.0%
家族・親戚	23.4%	26.6%	18.0%
学校関係者	0.0%	0.0%	0.0%
知人・友人	13.8%	17.0%	8.0%
その他	0.7%	0.0%	2.0%
誰にも相談しなかった	56.6%	50.0%	70.0%

【全体】

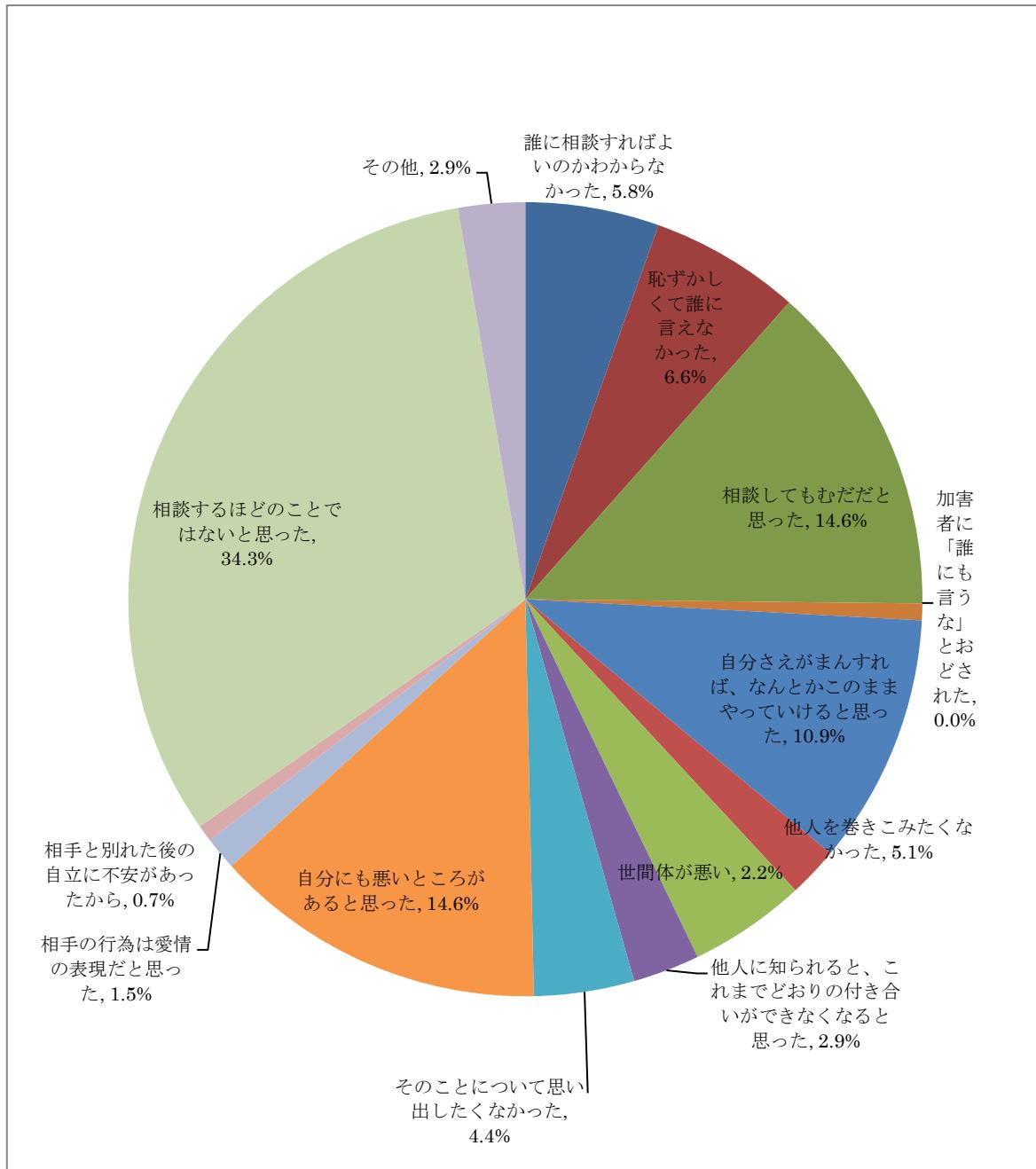


問26－3．あなたが誰にも相談をしなかったのはなぜですか。あてはまるものすべての番号に○をつけてください。

(N=71) 単位：%

項目	全体	女性	男性
誰に相談してよいのかわからなかった	5.8%	6.5%	4.4%
恥ずかしくて誰にも言えなかった	6.6%	5.4%	8.9%
相談してもむだだと思った	14.6%	17.4%	8.9%
相談したことがわかると、仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思った	0.0%	0.0%	0.0%
加害者に「誰にも言うな」とおどされた	0.0%	0.0%	0.0%
相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思った	0.7%	0.0%	2.2%
自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思った	10.9%	13.0%	6.7%
世間体が悪い	2.2%	1.1%	4.4%
他人を巻きこみたくなかった	5.1%	4.3%	6.7%
他人に知られると、これまでどおりの付き合いができなくなると思った	2.9%	3.3%	2.2%
そのことについて思い出したくなかった	4.4%	4.3%	4.4%
自分にも悪いところがあると思った	14.6%	10.9%	22.2%
相手の行為は愛情の表現だと思った	1.5%	2.2%	0.0%
相手と別れた後の自立に不安があったから	0.7%	1.1%	0.0%
相談するほどのことではないと思った	34.3%	27.2%	48.9%
その他	2.9%	3.3%	2.2%

## 【全体】



## 6. 人権について

問27. あなたはこれまでに次の①～⑯のようなことをしたり、されたりしたことがありますか。あてはまるものすべての番号に○をつけてください。

『この1年以内にストーカーやセクシュアル・ハラスメント、性的被害にあった件数は19件。また、何度も被害にあった件数は90件』

ストーカーやセクシュアル・ハラスメント、性的被害にあった人のうち、「1年以内」に被害にあったという回答は延べ19件で、「それ以前」に被害にあったという回答を含めると225件になります。

回数については、「何度も」が90件、「1、2度」が153件の243件ありました。全体で、件数が一番多かった回答は、『「結婚はまだ」「子どもはまだ」としつこく言う』でした。

男女別で見ると、女性では、『「結婚はまだ」「子どもはまだ」としつこくいう』が最も多かったのに対し、男性では、「自宅や職場等に押し掛ける」が多くなっています。

「1年以内」に「何度も」被害を受けたと回答しているのは、ほとんどが女性で、最も多かった回答は『「結婚はまだ」「子どもはまだ」としつこく言われる』でした。

(N=524) (単位：件)

項目	したことがある	されたことがある				まつたくない		
		時期		回数				
		1年以内	それ以前	何度も	1,2度			
ストーカー	①つきまといや待ち伏せをする	全体	4	1	11	2	6	468
		女性	0	1	10	2	5	252
		男性	4	0	1	0	1	216
	②自宅や職場等に押し掛ける	全体	2	1	15	3	10	463
		女性	0	1	11	3	6	248
		男性	2	0	4	0	4	215
	③メールを毎日何十通も送り付ける	全体	3	0	7	2	6	470
		女性	1	0	7	2	5	252
		男性	2	0	0	0	1	218
	④無言電話をかける	全体	3	1	10	7	9	464
		女性	1	0	8	5	8	248
		男性	2	1	2	2	1	216
	⑤面会・交際の要求をする	全体	4	0	7	1	5	468
		女性	0	0	7	1	4	253
		男性	4	0	0	0	1	215
セクシユアル・ハラスメント	⑥「男のくせに根性がない」「女には仕事を任せられない」「女性は職場の花でありさえすればいい」と言う	全体	9	3	17	9	9	452
		女性	5	1	12	6	6	243
		男性	4	2	5	3	3	209
	⑦「結婚はまだ」「子どもはまだ」としつこく言う	全体	10	6	27	21	13	435
		女性	4	3	21	17	8	228
		男性	6	3	6	4	5	207
	⑧性的な冗談や質問、ひやかしの言葉をしつこく言う	全体	3	3	19	12	13	449
		女性	0	1	15	9	11	238
		男性	3	2	4	3	2	211
	⑨「異性関係が派手だ」等と、性的なうわさを流す	全体	2	0	5	2	2	474
		女性	0	0	3	1	2	258

		男性	2	0	2	1	0	216
⑩異性の同僚をじろじろ眺めたり、容姿を話題にしたりする	全体	6	0	10	5	7	464	
	女性	1	0	7	3	6	252	
	男性	5	0	3	2	1	212	
	全体	5	0	4	4	2	471	
⑪ヌード写真やわいせつな本を飾ったり、見せたりする	女性	0	0	3	2	2	258	
	男性	5	0	1	2	0	213	
	全体	7	3	24	8	23	441	
⑫接待や宴席で、お酌やデュエット、ダンスを強要する	女性	0	3	21	6	21	231	
	男性	7	0	3	2	2	210	
	全体	1	0	4	2	5	474	
⑬地位や権限を利用して、性的関係を迫る	女性	0	0	3	1	4	257	
	男性	1	0	1	1	1	217	
	全体	1	0	2	1	4	476	
⑭性的な内容の手紙やメール、電話をかける	女性	0	0	1	0	2	260	
	男性	1	0	1	1	2	216	
	全体	1	0	21	4	15	459	
性的被害	女性	0	0	21	4	15	241	
	男性	1	0	0	0	0	218	
	⑯むりやり身体をさわったり、抱きつく	全体	3	0	13	3	18	460
⑰自分の意志に反して性行為をする	女性	0	0	13	3	13	244	
	男性	3	0	0	0	5	216	
	全体	1	1	8	2	6	471	
⑱性的な画像や動画を撮影される	女性	0	1	8	2	6	252	
	男性	1	0	0	0	0	219	
	全体	1	0	2	2	0	478	
	女性	0	0	2	2	0	259	
	男性	1	0	0	0	0	219	

「1年以内」に「何度も」被害を受けたと回答した人

項目	全体	女性	男性
①つきまといや待ち伏せをする	3	3	0
②自宅や職場等に押し掛ける	4	4	0
③メールを毎日何十通も送り付ける	2	2	0
④無言電話をかける	8	5	3
⑤面会・交際の要求をする	1	1	0
⑥「男のくせに根性がない」「女に仕事は任せられない」「女性は職場の花であればいい」と言う	12	7	5
⑦「結婚はまだ」「子どもはまだ」としつこく言う	27	20	7
⑧性的な冗談や質問、ひやかしの言葉をしつこく言う	15	10	5

⑨「異性関係が派手だ」等と、性的なうわさを流す	2	1	1
⑩異性の同僚をじろじろ眺めたり、容姿を話題にしたりする	5	3	2
⑪ヌード写真やわいせつな本を飾ったり、見せたりする	4	2	2
⑫接待や宴席で、お酌やデュエット、ダンスを強要する	11	9	2
⑬地位や権限を利用して、性的関係を迫る	2	1	1
⑭性的な内容の手紙やメール、電話をかける	1	0	1
⑮痴漢をする	4	4	0
⑯むりやり身体にさわったり、抱きつく	3	3	0
⑰自分の意思に反して性行為をする	3	3	0
⑲性的な画像や動画を撮影される	2	2	0

問27－2. あなたはその受けた行為について、誰かに打ち明けたり、相談したりしましたか。  
あてはまるものを1つだけ選び、番号に○をつけてください。

### 『約半数の人が、誰にも相談をしていない』

セクシュアル・ハラスメント等の被害にあったとき、約半数の人が誰かに相談をしています  
主な相談相手は、「友人・知人」(29.9%)、「家族、親戚」(9.2%)でした。

性別で見てみると、女性は誰かに相談したと回答した割合が51.5%であるのに対し、男性では、誰かに相談したと回答した人の割合は38.1%にとどまっています。

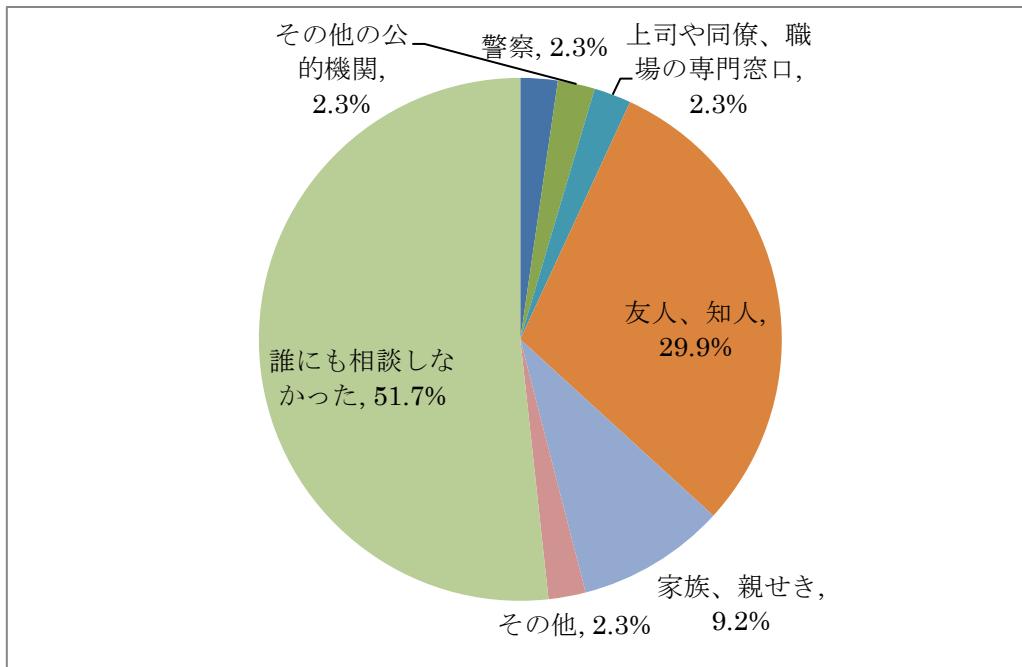
相談をしなかった理由は、「相談するほどのことではないと思った」(22.1%)、「相談してもむだだと思った」(22.1%)をあげています。

被害者が相談しやすくなるような体制づくりが必要です。具体的には、市報やケーブルテレビ、チラシ等によって相談機関を周知したり、身近な相談窓口を増やしたり、ワンストップで相談ができるような体制を整えたりすることが求められます。

あわせて、被害者が相談員の対応によって不快な思いをするなどの、二次被害防止に向けた取組も重要です。  
(N=86) (単位：%)

項目	全体	女性	男性
①警察	2.3%	3.0%	0.0%
②配偶者暴力相談支援センター	0.0%	0.0%	0.0%
③その他の公的機関	2.3%	1.5%	4.8%
④民間の専門家や専門機関	0.0%	0.0%	0.0%
⑤上司、同僚や職場の専門窓口	2.3%	3.0%	0.0%
⑥友人、知人	29.9%	34.8%	14.3%
⑦家族、親戚	9.2%	9.1%	9.5%
⑧その他	2.3%	0.0%	9.5%
⑨誰にも相談しなかった	51.7%	48.5%	61.9%

【全体】

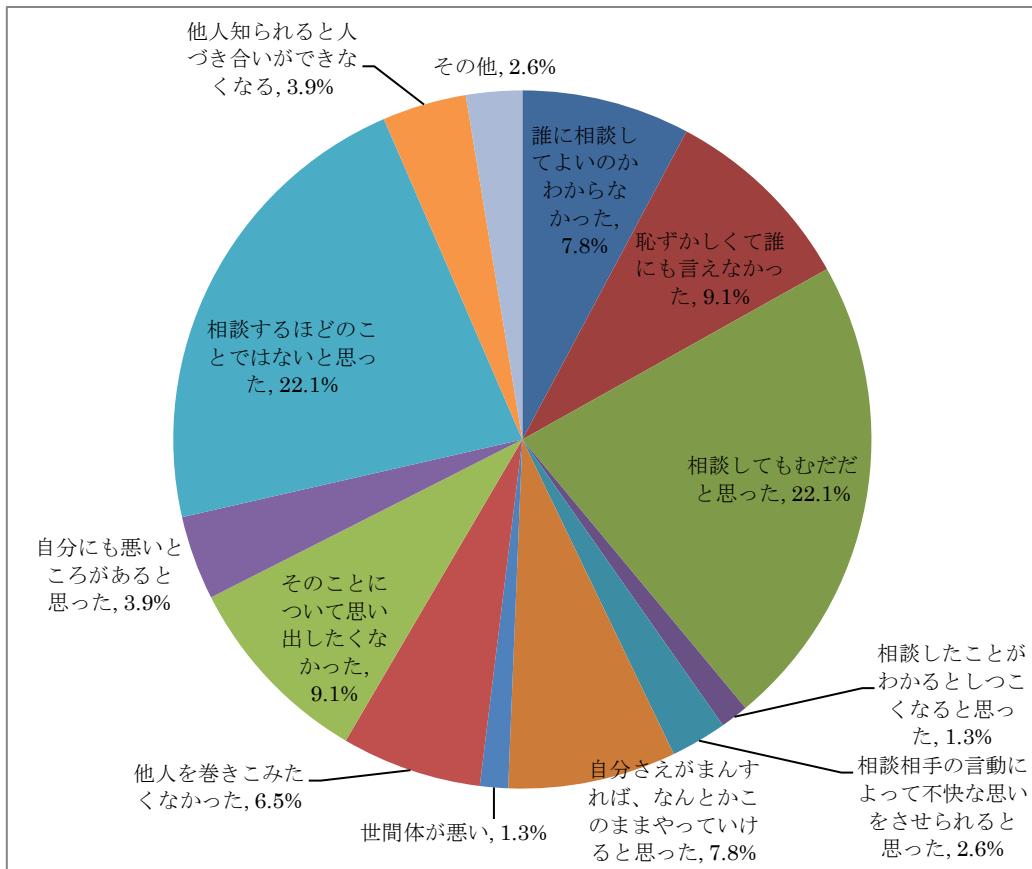


問27－4. あなたが誰にも相談しなかったのはなぜですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

(N=77) (単位 : %)

項目	全体	女性	男性
誰に相談してよいのかわからなかった	7.8%	7.4%	8.7%
恥ずかしくて誰にも言えなかつた	9.1%	7.4%	13.0%
相談してもむだだと思った	22.1%	24.1%	17.4%
相談したことがわかるとしつこくなると思った	1.3%	1.9%	0.0%
相談相手の言動によって不快な言動をさせられると思った	2.6%	3.7%	0.0%
自分さえがまんすれば、なんとかこのままやっていけると思った	7.8%	11.1%	0.0%
世間体が悪い	1.3%	1.9%	0.0%
他人をまきこみたくなかつた	6.5%	7.4%	4.3%
そのことについて思い出したくなかった	9.1%	11.1%	4.3%
自分にも悪いところがあると思った	3.9%	0.0%	13.0%
相談するほどのことではないと思った	22.1%	18.5%	30.4%
他人知られると人づき合いができなくなる	3.9%	3.7%	4.3%
その他	2.6%	1.9%	4.3%

## 【全体】



問28. 性犯罪、売買春、ドメスティック・バイオレンス、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の暴力をなくすためには、どうしたらよいと思いますか。あなたのお考えに近いものすべてに○をつけてください。

『学校や家庭で、児童・生徒・学生やこどもたちに対し、人権問題や暴力を防止するための教育を行うことが必要である』

学校や家庭での教育が必要であると考えている人の割合が高く、それぞれ13.9%、17.2%で、身近な相談窓口の増加(13.9%)、加害者への罰則強化(13.3%)が続きました。

男女別でみると、女性では加害者への罰則強化よりも、身近な相談窓口を増やすと回答した人の割合の方が高くなっています。

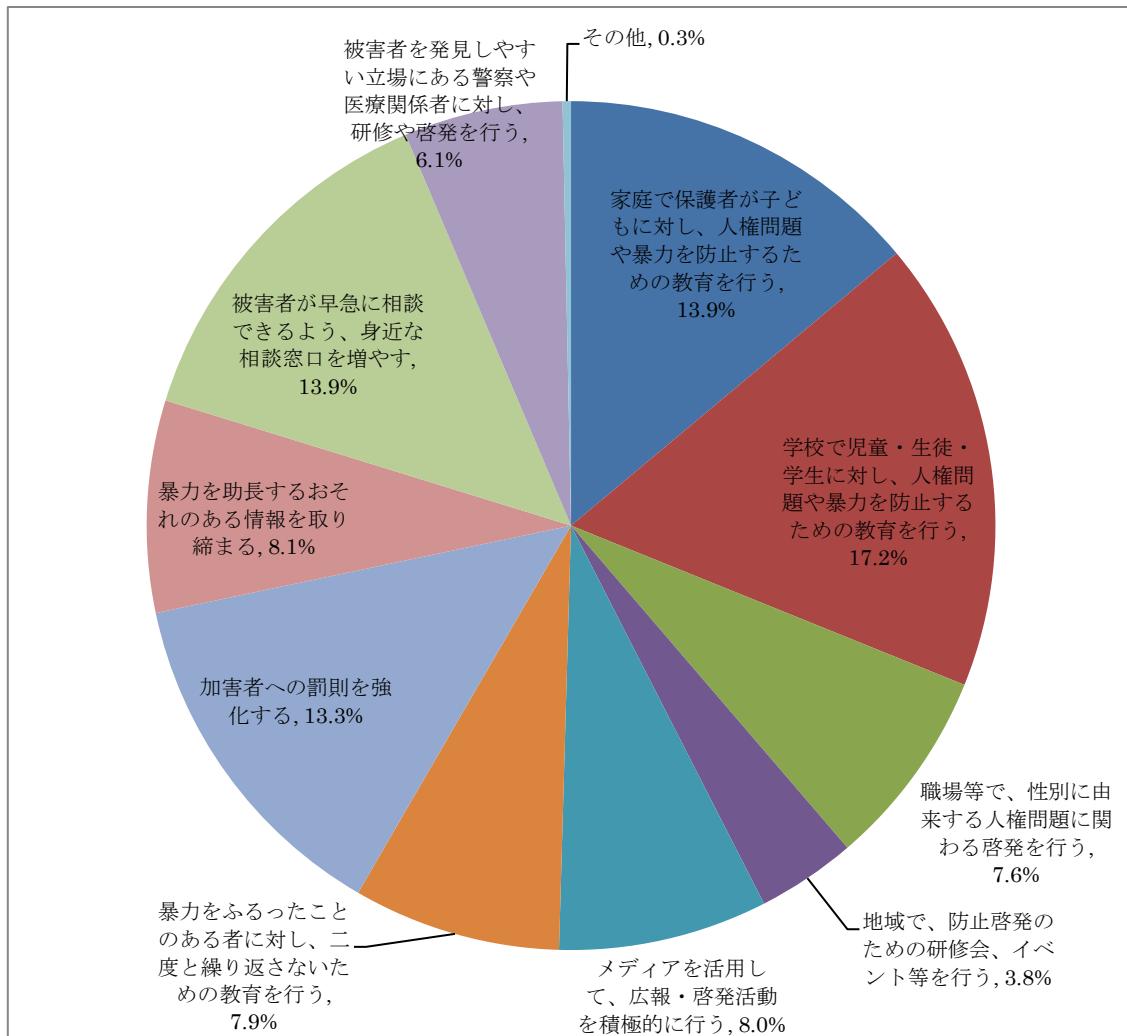
あらゆる暴力をなくすためにも、こどもたちや市民に対し、人権問題や暴力防止についての広報・啓発活動の充実に努める必要があります。

また、被害者が早期に相談できるよう、相談窓口の充実等の体制づくり・相談窓口の周知に努める必要があります。

(N=524) 単位：%

項目	全体	女性	男性
家庭で保護者が子どもに対し、人権問題や暴力を防止するための教育を行う	13.9%	13.8%	14.0%
学校で児童・生徒・学生に対し、人権問題や暴力を防止するための教育を行う	17.2%	17.5%	16.9%
職場等で、性別に由来する人権問題に関わる啓発を行う	7.6%	7.0%	8.3%
地域で、防止啓発のための研修会、イベント等を行う	3.8%	3.5%	4.1%
メディアを活用して、広報・啓発活動を積極的に行う	8.0%	7.7%	8.2%
暴力をふるったことのある者に対し、二度と繰り返さないための教育を行う	7.9%	7.8%	8.0%
加害者への罰則を強化する	13.3%	12.8%	13.9%
暴力を助長するおそれのある情報を取り締まる	8.1%	8.7%	7.3%
被害者が早期に相談できるよう、身近な相談窓口を増やす	13.9%	14.7%	12.9%
加害者を発見しやすい立場にある警察や医療関係者に対し、研修や啓発を行う	6.1%	6.2%	5.9%
その他	0.3%	0.3%	0.3%

## 【全体】



## 7. 女性の人権について

問31. 女性の社会進出が進んでいますが、議員、審議会委員や役員・管理職等の指導的地位や自治会の長に占める女性の割合はまだまだ低いのが現状です。女性の参画が少ない理由は何だと思いますか。あなたのお考えに近いものを1つだけ選び番号に○をつけてください。

『女性の参画が少ない理由として、「男性優位の社会の仕組みや制度がある」を挙げた人の割合は26.2%』

女性の参画が少ない理由として、「男性優位の社会の仕組みや制度がある」という回答が最も多く、全体の26.2%でした。

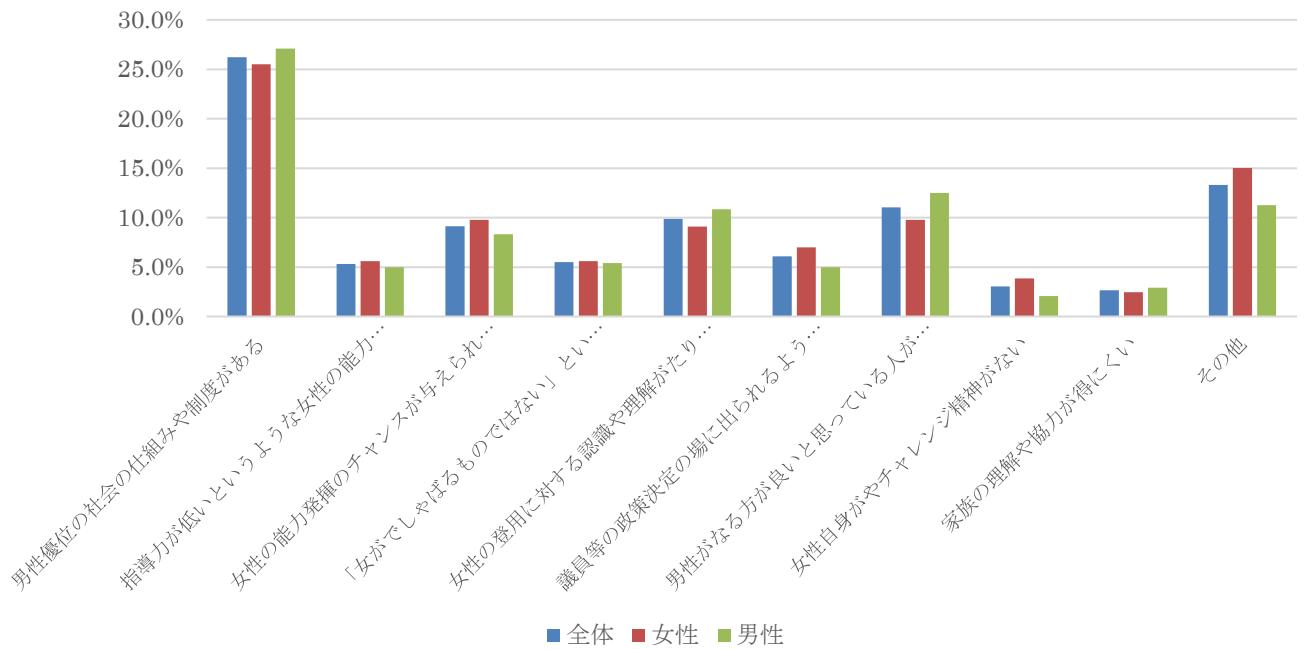
性別で見てみると、項目ごとの割合は、女性も男性もおおむね同様の傾向ですが、「女はでしゃばるものではない」という社会通念がある（全体：5.5%、女性5.6%、男性：5.4%）と「自治会長や議員等の政策決定の場に出られるような女性の人材がいない」（全体：6.1%、女性：7.0%、男性：5.0%）、「女性自身が指導的地位に関心やチャレンジ精神がない」（全体：3.0%、女性：3.8%、男性：2.1%）の3項目については、男女間で大きな差があります。

女性に対する性別役割分担意識の解消、女性の能力に対する偏見をなくすための啓発が重要です。また、女性が参画しやすい社会の仕組みや制度作りが課題です。

(N=524) 単位：%

項目	全体	女性	男性
男性優位の社会の仕組みや制度がある	26.2%	25.5%	27.1%
女性は指導力が低いというような女性の能力に対する偏見がある	5.3%	5.6%	5.0%
女性の能力発揮のチャンスが男性と同じように与えられていない	9.1%	9.8%	8.3%
「女はでしゃばるものではない」という社会通念がある	5.5%	5.6%	5.4%
女性の登用に対する認識や理解がたりない	9.9%	9.1%	10.8%
自治会長や議員等の政策決定の場に出られるような女性の人材がいない	6.1%	7.0%	5.0%
男性がなる方が良いと思っている人が多い	11.0%	9.8%	12.5%
女性自身が指導的地位に関心やチャレンジ精神がない	3.0%	3.8%	2.1%
家族の理解や協力が得にくい	2.7%	2.4%	2.9%
その他	13.3%	15.0%	11.3%

## 女性参画の少ない理由



問32. 男女共同参画社会実現のために、行政に対し、どのようなことを望みますか。あてはまるものを3つまで番号に○をつけてください。

**『男女共同参画社会実現のために「子どもの頃からの男女共同参画に対する意識改革」を行政に望んでいる』**

男女共同参画社会の実現のために、行政に望むことで最も多かった項目は「子どもの頃からの男女共同参画に対する意識改革」(15.7%)でした。以下、「男女が共に働きやすい就労環境づくり」(14.9%)、「男女が共に育児、介護休暇を取得しやすい環境づくり」(12.6%)、「子育て・介護等と仕事の両立のための支援体制の充実やサービスの充実」(12.5%)、性別で見ると、女性では、「子どもの頃からの男女共同参画に対する意識改革」(15.9%)、「男女が共に働きやすい就労環境づくり」(15.3%)、「子育て・介護等と仕事の両立のための支援体制やサービスの充実」(14.9%)、「男女が共に育児、介護休暇を取得しやすい環境づくり」(13.0%)を、男性では、「子どもの頃からの男女共同参画に対する意識改革」(15.4%)、「男女が共に働きやすい就労環境づくり」(14.3%)、「家庭や地域で男女が共に活動しやすい環境づくり」(12.4%)、「男女が共に育児、介護休暇を取得しやすい環境づくり」(12.2%)を行行政に望んでいます。

引き続き、子どもの頃からの男女平等意識を育めるような教育体制の確立に努め、子育て・介護等の休暇の取得を含め、子育て・介護と仕事が両立できるような支援体制の充実・環境づくりの整備を推進していく必要があります。

(N=524) 単位 : %

項目	全体	女性	男性
固定的な性別役割分担意識の解消のための学習・研修の充実	6.0%	5.3%	6.8%
子どもの頃からの男女共同参画に対する意識改革	15.7%	15.9%	15.4%
男性の男女共同参画に対する意識改革	7.7%	5.9%	9.9%
女性の能力向上のための学習・研修の充実	3.2%	3.1%	3.4%
女性に対する暴力の根絶と被害者に対する経済対策	3.6%	3.6%	3.6%
家庭や地域で男女が共に活動しやすい環境づくり	12.0%	11.7%	12.4%
男女が共に働きやすい就労環境づくり	14.9%	15.3%	14.3%
子育て・介護等と仕事の両立のための支援体制やサービスの充実	12.5%	14.9%	9.6%
女性の就労支援のための就業情報の提供や職業訓練の充実	2.4%	2.5%	2.3%
男女が共に育児、介護休暇を取得しやすい環境づくり	12.6%	13.0%	12.2%
企業や行政等の役職や管理職への女性の登用促進	4.7%	3.6%	5.9%
女性の人権を守るための相談窓口を設置する	1.3%	1.5%	1.0%
市職員に対し、男女平等についての意識を改革する	1.9%	1.8%	2.0%
民間との連携・協働	0.9%	1.3%	0.5%
その他	0.7%	0.6%	0.8%

## 第1次プランの施策の数値目標の達成状況

第1次プランでは、男女共同参画社会の実現に向けた取組を推進するための目標項目として『男女共同参画』という言葉や言葉の意味の周知度』や『男は仕事、女は家庭』という固定的な性別役割分担に同感しない人の割合』など計6項目とその目標値を設定し、達成に努めてきました。

今回実施した市民意識調査の結果、数値目標を達成している項目はありませんでした。

### 項目1. 男女共同参画の周知

「男女共同参画」という用語の周知度については、平成24年度調査では、77.3%でしたが、令和5年度調査では、87.6%に増加しています。

男女共同参画意識をすべての市民に持つてもらえるよう、さらなる意識の啓発を進めていく必要があります。

### 項目2. 固定的な性別役割分担意識

「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担に同感できない人の割合は、平成24年度調査と令和5年度調査でともに50.8%であり、固定的な性別役割分担意識はかわっていない状況です。

固定的な性別役割分担意識の解消に向けた啓発や取組を強化していく必要があります。

### 項目3. 地域活動や社会活動における男女の平等

地域活動や社会活動において男女が平等であると考えている人の割合は、平成24年度調査では33.3%でしたが、令和5年度調査では30.9%に減少しています。

自治会等を対象として、適切な施策を実施していく必要があります。

### 項目4. DV被害者の根絶

DV被害者で誰かに相談をした人の割合は、平成24年度調査では46.4%でしたが、令和5年度調査では43.4%に減少しています。

DV相談窓口等の周知に努めるとともに、DV根絶に向けた啓発等の取組を強化していく必要があります。

### 項目5. 各種審議会における女性委員の割合

法に基づく審議会等における女性委員の割合は、平成24年度調査では22.7%でしたが、直近の令和6年度調査では37.1%に増加しました。しかし、目標の40.0%は達成できませんでした。

今後とも女性委員の割合を増やすべく、各課等に働きかけていく必要があります。

### 項目6. 女性委員のいない審議会等の割合

女性委員のいない審議会等の割合は、平成24年度調査では25.9%でしたが、直近の令和6年度調査では24.0%に減少しましたが、目標の0%は達成できませんでした。

全ての審議会等に女性委員が就任するよう、各課等に働きかけていく必要があります。

【第1次プランの施策の数値目標の達成状況表】

単位：%

	項目	平成24年度 調査	第1次プラン 目標値	令和5年度 調査値
1	男女共同参画という言葉や言葉の意味を知っている人の割合	77.3%	100%	87.6%
2	「男は仕事、女は家庭」という考え方方に同感しない人の割合	50.8%	70.0%以上	50.8%
3	地域活動や社会活動において男女の地位が平等と感じる人の割合	33.3%	50.0%以上	30.9%
4	DV被害を受けた人のうち、相談した人の割合	46.4%	70.0%以上	43.4%
5	各種審議会における女性委員の割合	22.7%	40.0%以上	37.1% (R7.1)
6	女性委員のいない審議会等の割合	25.9%	0.0%	24.0% (R7.1)

## 審議会・委員会・協議会等一覧

(単位：人、%)

No.	担当課	審議会・委員会・協議会等名	平成24年度			令和6年度			法的な根拠
			委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員割合(%)	委員総数(人)	うち女性委員数(人)	女性委員割合(%)	
1	総務課	有線テレビジョン放送番組審議会	10	1	10.0	9	2	22.2	放送法第6条
2	総務課	固定資産評価審査委員会	3	1	33.3	3	0	0.0	地方自治法第180条の5
3	総務課	行政不服審査会				3	2	66.7	行政不服審査法第81条第1項
4	市民生活課	国民健康保険運営協議会	9	4	44.4	9	4	44.4	国民健康保険法第11条第2項
5	市民生活課	環境保全審議会	20	5	25.0	12	6	50.0	環境基本法第44条
6	市民生活課	廃棄物減量等推進審議会	18	4	22.2	9	4	44.4	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条の7
7	市民生活課	杵築市空家等対策協議会				9	5	55.6	杵築市空家等対策協議会規則第4条
8	みらい都市創生課	都市計画審議会	12	2	16.7	11	1	9.1	都市計画法第77条の2
9	みらい都市創生課	指定管理者候補者選定委員会				5	1	20.0	指定管理者候補者選定委員会設置要綱第3条
10	福祉事務所	民生委員推薦会	14	3	21.4	6	3	50.0	民生委員法第5条
11	福祉事務所	民生・児童委員	91	45	49.5	91	47	51.6	民生委員法第3条
12	福祉事務所	障害者介護給費等審査会	4	0	0.0	5	0	0.0	障害者自立支援法第15条
13	福祉事務所	地域自立支援協議会	12	2	16.7	12	3	25.0	障害者自立支援法第89条の2
14	医療介護連携課	介護保険事業運営協議会				12	4	33.3	杵築市介護保険事業運営協議会設置要綱第3条
15	監査委員事務局	監査委員	2	0	0.0	2	0	0.0	地方自治法第180条の5
16	選挙管理委員事務局	選挙管理委員会	4	0	0.0	4	0	0.0	地方自治法第180条の5
17	監査委員事務局	公平委員会	3	0	0.0	3	0	0.0	地方自治法第180条の5
18	農業委員会事務局	農業委員	27	1	3.7	32	5	15.6	地方自治法第180条の5
19	教育総務課	教育委員会	5	1	20.0	4	1	25.0	地方自治法第180条の5
20	教育総務課	杵築市学校給食センター運営委員会				28	9	32.1	杵築市学校運営委員会規則第3条
21	社会教育課	社会教育委員兼公民館運営審議会	37	14	37.8	20	9	45.0	社会教育法第15条、第17条の2、社会教育法第29条
23	社会教育課	図書館協議会	8	3	37.5	7	3	42.9	図書館法第14条
24	福祉事務所	子ども・子育て会議				10	5	50.0	子ども・子育て支援法第77条第1項
25	上下水道課	杵築市上下水道事業審議会				10	0	0.0	杵築市水道事業審議会条例
26	人権啓発・部落差別解消推進課	男女共同参画審議会				9	4	44.4	杵築市男女共同参画推進条例
			279	86	22.7	345	128	37.1	

令和7年1月31日現在

\*ただし担当課は令和7年4月1日現在の名称です。

## 第4章 「第2次杵築市男女共同参画プラン」の基本的な考え方

### 1. 国の新しい計画を配慮した計画づくり

第1次プランでは、「男女共同参画に向けた意識改革」、「男女の平等と人権の尊重」、「配偶者及びパートナーに対する暴力等の根絶」、「男女共同参画実現のための環境づくり」の4項目を基本目標に推進してきました。

国は、令和2（2020）年12月に「第5次男女共同参画基本計画」を閣議決定しました。この計画で改めて強調している視点として、以下の10点が掲げられています。「第2次杵築市男女共同参画プラン」においても、国の視点を盛り込んだ計画とします。

#### 国の『第5次男女共同参画基本計画』における基本的な視点

- ① 男女共同参画・女性活躍は、分野横断的な価値として不可欠であり、あらゆる分野において男女共同参画・女性活躍の視点を常に確保し施策に反映することが必要である。  
それが、持続可能な開発目標（SDGs）の実現にも不可欠である。また、若年世代を主体とした取組と連携し、持続可能な活力ある我が国経済社会を次世代に引き継ぐことが重要である。
- ② 指導的地位に占める女性の割合が2020年代の可能な限り早期に30%程度となるよう目指して取組を進める。さらに、その水準を通過点として、指導的地位に占める女性の割合が30%を超えて更に上昇し、2030年代には、誰もが性別を意識することなく活躍でき、指導的地位にある人々の性別に偏りがないような社会となることを目指す。そのため、国際水準を意識しつつ、男女共同参画社会基本法第2条第2号に定められている積極的改善措置（ポジティブ・アクション）も含め、人材登用・育成や政治分野における取組を強化する必要がある。
- ③ 男女共同参画は、男性にとっても重要であり、男女が共に進めていくものである。特に、男女共同参画や女性活躍の視点を企業組織のみならず、家庭や地域など生活の場全体に広げることが重要である。その際、無意識の思い込み（アンコンシャス・バイアス）が男女どちらかに不利に働くかのように、メディアとも連携しながら幼少期から大人までを対象に広報啓発等に取り組む必要がある。
- ④ 人生100年時代を見据えて、男女が健康な生活を実現し、学び続け活躍し続けられる環境の整備、仕事と家事・育児・介護などが両立できる環境の整備に取り組む必要がある。
- ⑤ AI、IoT等の科学技術の発展に男女が寄与するとともに、その発展が男女共同参画に資する形で進むよう取り組む必要がある。
- ⑥ 女性に対する暴力をめぐる状況の多様化に対応しながら、女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて取組を強化する必要がある。
- ⑦ 多様な困難を抱える女性等に対するきめ細やかな支援を行うことにより、女性が安心して暮らせるための環境整備を進める必要がある。
- ⑧ 頻発する大規模災害等の経験も踏まえ、男女共同参画の視点による防災・復興対策を浸透させる必要がある。特に、防災・復興の政策・意思決定段階や現場レベルでの女性の参画について進める必要がある。

- ⑨ 地域の実情・特性を踏まえた主体的な取組が全国各地で展開されるよう、男女共同参画センター等との連携を含め、地域における様々な主体が連携・協働する推進体制をより一層強化する必要がある。
- ⑩ ①～⑨の各視点に沿って男女共同参画社会の形成を牽引する人を人材育成するための教育や研修が重要となる。

## 2 女性の職業とワーク・ライフ・バランス

令和5年（2023）年に実施した「杵築市男女共同参画に関する市民意識調査」において、「一般的に女性が仕事を持つことについて、あなたはどう思いますか」という質問に対し、「結婚や出産にかかわらず仕事を持ち続けた方が良い」という回答が全体の60.0%を占めました。しかし一方で、「男は仕事、女は家庭」といった社会的性別に基づく固定的性別役割分担意識が、未だに根強く残っていることがうかがえます。

また、女性が職業を持ち続ける上で必要なこととして、「家族や周囲の理解と協力」（23.8%）、「育児や介護のための施設の充実」（18.1%）、「育児・介護休業利用者が不利な扱いを受けず、身分保障がされていること」（13.9%）があげられており、市民や事業者などに対し、女性が働く場において能力を十分に発揮できるよう情報提供や意識啓発の実施、また育児や介護をする人が働きやすい職場環境の整備を働きかけることが重要です。

男女が自分らしい豊かな人生を送るためには、仕事の充実と生活の充実も大切です。理想とするワーク・ライフ・バランスを実現するためには、ライフスタイルの見直しなどの意識啓発が必要です。女性も男性も、誰もがお互いの個性や意思を尊重しながら、自立の意識を有することが不可欠です。また男女の人権の尊重や男女平等の意識を育てる基礎となる教育や学習が果たす役割は非常に重要です。

## 3 DV等の被害者への支援

男女共同参画社会においては、男女が平等であることが大前提となります。配偶者や恋人等からのDVは、生命にかかわることもある重大な人権侵害であり、克服すべき重要な課題です。

また、外部から発見が困難な家庭内において行われるため、家庭内の問題、個人的な問題として潜在化しやすく、しかも加害者に罪の意識が薄いという傾向にあります。このため、周囲も気が付かないうちに暴力がエスカレートしやすいという特性があります。

女性に対する暴力は、女性の人権を侵害する犯罪行為であり、決して許されるものではなく、市民の理解を深める人権教育や広報啓発活動を推進し、女性に対する暴力を許さない環境づくりが必要です。

## 4 女性の参画及び活躍の推進

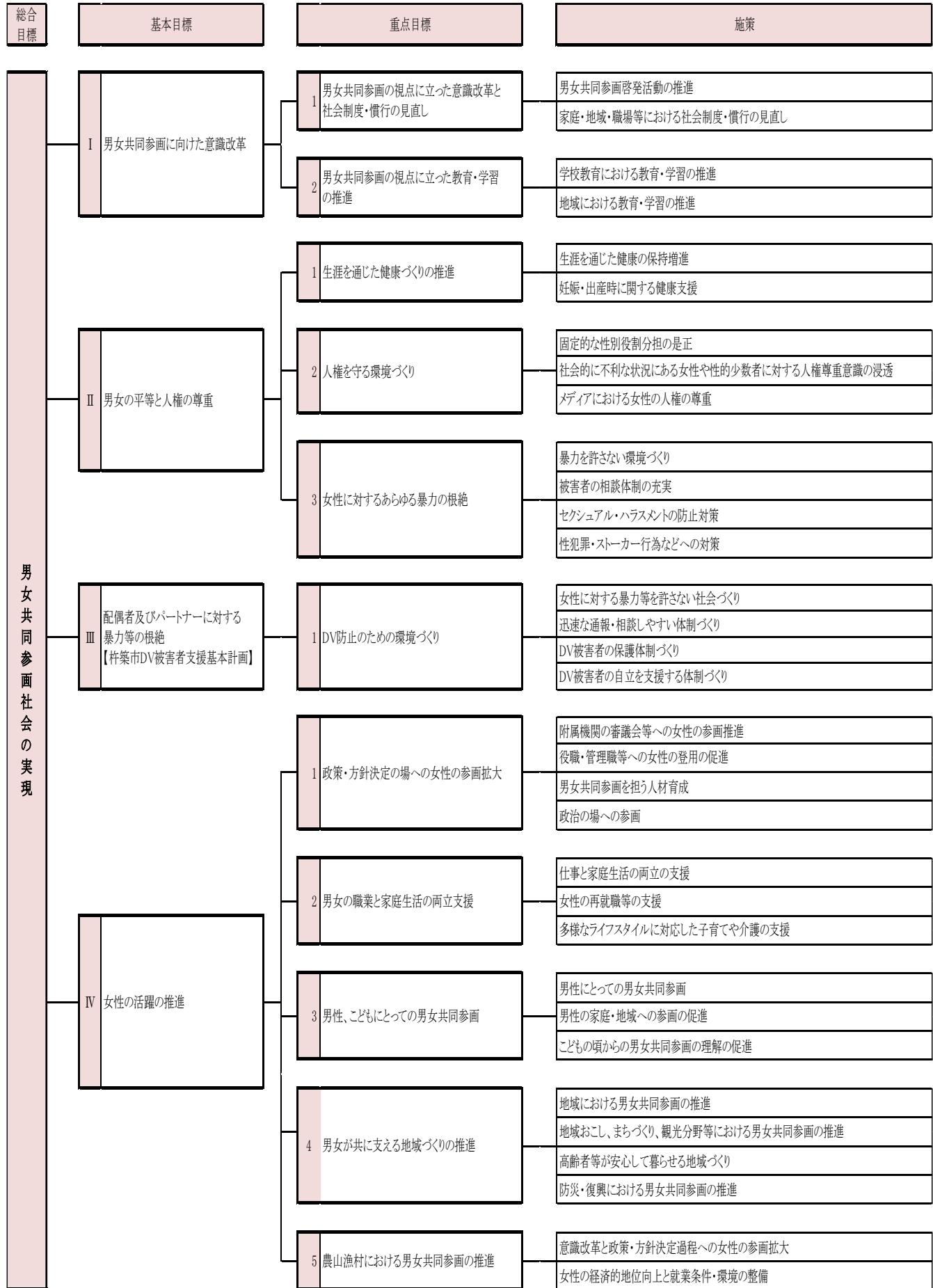
令和5年（2023）年に実施した男女共同参画に関する市民意識調査では、「社会全体」、「政治の場」、「地域社会の通念、慣習、しきたり」について、他と比較し男女平等であると考えている人の割合が低くなっています。一方で、少子高齢化、過疎化の進行により、地域社会では、高齢者の孤立等が問題になっています。そのため、日頃から地域社会において、女性の果たす役割は重要となっています。

国は、平成27（2015）年に「女性活躍推進法」を制定し、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図ることとしています。

### 女性活躍推進法の基本原則

- ① 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して、自らの意志によって職業生活を営み、又は営もうとする女性の個性と能力が十分に発揮できるようすることを旨として行うこと。
- ② 女性の職業生活における活躍の推進は、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動についてその役割を果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として行うこと。
- ③ 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきこと。

## ●新プランの体系図



## 基本目標 I 男女共同参画に向けた意識改革

男女共同参画を実現するためには、女性も男性も、誰もがお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を有することが不可欠です。しかし、「男は仕事、女は家庭」といった「社会的性別（ジェンダー）」に基づく固定的性別役割分担意識は、人々の意識の中に根強く残っています。このことは、女性が活躍することの阻害要因になっており、多くの人は「男だから」「女だから」という偏見や差別を行っていることに気が付かずにはいます。

男女共同参画社会の実現のためには、男女共同参画に対し正しい認識を持ち、男女が家庭・地域・職場などあらゆる分野において、活躍できるようにするための意識啓発や教育などを子どもの頃から継続して行っていく必要があります。

男女共同参画の正しい認識を深め、性別に関わらず一人の人間として自分らしく生き、活躍できる社会の実現に向け、2つの目標を掲げ取組ます。

### 【重点目標 1】男女共同参画の視点に立った意識改革と社会制度・慣行の見直し

#### 【基本的な考え方】

社会では、「男だから」「女だから」ということで、さまざまな場面で活動が妨げられることがあります。「男は仕事、女は家庭」といった「社会的性別（ジェンダー）」に基づく固定的性別役割分担意識は、人々の意識の中に長い時間をかけて形成されました。

市民調査の結果でも明らかになったように、社会的性別に基づく固定的性別役割分担意識はいまだに根強く残っています。

男女共同参画社会を実現するためには、私たち一人ひとりが男女共同参画や男女平等についての認識を深める必要があります。

そのための取組として、より多くの人が男女共同参画に関するさまざまな情報を共有することが重要です。市報やウェブサイト、ケーブルテレビをはじめ、さまざまなメディアを活用し、男女共同参画の認識を深め、かつ定着させるための情報をよりわかりやすく、効果的に発信していきます。

また、固定的性別分担意識解消のためには、家庭や地域、職場などあらゆる分野において、性別により不利益が生じているものや生じる恐れのあるものについて、男女共同参画の視点に立って、見直しを呼び掛けていきます。

## 【施策の方向】

施 策	具体的な施策	
男女共同参画啓発活動の推進	市報、ウェブサイト、ケーブルテレビ等を活用した情報の提供と意識啓発を行います。	総務課 人権啓発・部落差別解消推進課
	男女共同参画に関するパンフレットやポスター、統計資料などを収集し、市民への情報提供に努めます。	人権啓発・部落差別解消推進課
	男女共同参画週間、人権週間等の多様な機会を通じて、市民の意識啓発に取り組みます。	人権啓発・部落差別解消推進課
	男女共同参画啓発のための研修会や講演会などを開催し、広く市民の意識啓発を行います。	人権啓発・部落差別解消推進課
	市職員を対象とした研修を実施し、男女共同参画の視点に立った職員の意識作りに努めます。	人権啓発・部落差別解消推進課 総務課
家庭・地域・職場等における社会制度・慣行の見直し	家庭・地域・職場などあらゆる分野での社会制度・慣行において、性別で不利益が生じているものや生じるおそれのあるものについて、見直しを呼びかけます。	人権啓発・部落差別解消推進課 社会教育課 商工観光課 関係課

## 【数値目標】

項 目	第 1 次プラン 【目標値】	令和 5 年 12 月 【実績値】	第 2 次プラン 【目標値】
「男は仕事、女は家庭」という考え方に対する同感しない人の割合	70%	50. 8%	70%
男女共同参画の周知度	100%	87. 6%	100%

## 重点目標 2 男女共同参画の視点に立った教育・学習の推進

### 【基本的な考え方】

男女共同参画を実現するためには、女性も男性も、誰もがお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を有することが不可欠です。男女の人権尊重や男女平等の意識を育てる基礎となる教育・学習が果たす役割は極めて重要です。

そのための取組として、学校や家庭、社会教育を通じた学習機会の充実を図り、人権の尊重や男女平等、家庭生活の重要性について認識の進化を図ります。

学校では、児童生徒の発達の段階に応じ、各教科及び道徳、特別活動をはじめとする学校教

育全体を通じて、人権の尊重や男女の平等、男女が共同して社会に参画することの重要性について、教職員の研修を充実するとともに、引き続き、性別ではなく個人の個性や能力を尊重した教育・学習を進めていきます。

また、地域においては、少子化・核家族の影響で人間関係が希薄化する傾向にありますが、高齢化や情報化、国際化など社会が多様化している中で、市民の生涯学習活動に対するニーズが高まっていることから、男女平等の観点に立った主体的な生き方を可能にする開かれた学習体制の整備と、男女共同参画の視点を取り入れた学習の機会を提供していきます。

### 【施策の方向】

施 策	具体的な施策
学校教育における教育・学習の推進	教育関係者が男女共同参画の理念を理解し、男女共同参画意識を高めることができるように計画的・体系的な研修を実施していきます。
	学校教育全体を通じて、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重、男女の平等、男女共同参画の重要性などについての指導の充実を図ります。
	校長をはじめとする教職員を対象に男女共同参画の理解と意識を高めるための研修会を実施していきます。
	男女がお互いの性や性の多様性について正しく認識するためこどもの発達段階と学習指導要領に沿って性に関する指導の充実を図ります。
	児童生徒の段階から健全な食生活を実現するため食育を推進します。
地域における教育・学習の推進	男女共同参画の意識を高め、固定的性別役割分担にとらわれない意識が醸成できるよう、地域における学習機会の提供を促進します。
	男女が共に参加しやすい各種講演会を提供し、研修会に男女共同参画の内容を取り入れ、学習機会の充実に努めます。
	家庭教育支援の充実を図るため、家庭教育に関する学習機会の提供を行います。

## 基本目標Ⅱ 男女の平等と人権の尊重

男女共同参画を実現するためには、女性も男性も、誰もがお互いの個性や意思を尊重しながら自立の意識を有することが不可欠です。しかし、社会的性別（ジェンダー）に基づく固定的性別役割分担意識に基づく差別的扱いやセクシュアル・ハラスメント、DVなどの人権侵害は、今なお存在しています。

男女共同参画社会実現のためには、男女共同参画についての正しい認識を持ち、男女が共に地域や家庭、職場などあらゆる分野に参画できるよう、こどもの頃から人権教育などを継続して実施すると共に、セクシュアル・ハラスメントやDVなどの被害者に対する支援を行っていく必要があります。

また、女性と男性では身体の構造が異なっています。男女がお互いの身体の特徴について話し合い、生涯を通じ、健康で過ごすことができるようになりますことが重要です。

男女が性別に依らず一人の人間として、その人権が尊重される社会＝男女共同参画社会の実現に向け、3つの重点目標を掲げ取組ます。

また、性の多様性について理解を深め、L G B T等性的少数者に対する偏見や差別を解消していくための啓発や学習の機会を提供することが重要です。

### 重点目標1 生涯を通じた健康づくりの推進

#### 【基本的な考え方】

男女共同参画社会の実現は、誰もが自らの存在に誇りの持てる社会の実現であり、その基礎には男女それぞれの人権の確立があります。

しかしながら、人々の意識の中に長い時間をかけて形成された固定的役割分担意識などから、男女が対等な関係にあるとは言い難く、また、性別に起因する人権の問題が未だに存在しており、それが男女共同参画社会の形成を阻害する大きな要因となっています。

男女が互いの身体的性差を十分に理解し、お互いの人権を尊重し、相手に対する思いやりをもって生きていくことは、男女共同参画社会を実現するにあたってとても重要なことです。

特に女性は、妊娠・出産をする可能性があり、生涯を通じて男性と異なる健康上の問題に直面します。

乳幼児期、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等の各ライフステージに応じ、適切な健康の保持増進を推進します。

## 【施策の方向】

施 策	具体的な施策	
生涯を通じた健康の保持増進	健康づくりの講座等を開催し、健康について正確な情報を提供するなど、健康に対する学習機会を提供します。	健康長寿あんしん課
	ライフステージに応じた健康相談・健康教育を通じて、誰もが健康で充実した生活が送れるよう健康づくり体制の充実に努めます。	健康長寿あんしん課
	健康づくり推進のため、生涯を通じてのスポーツの普及を図り、男女が参加しやすい環境づくりに努めます。	文化・スポーツ振興課
妊娠・出産時に関する健康支援	ウェブサイトや市報、パンフレットなどを活用し、健康診断や各種検診の広報を充実させ、誰もが受診できる体制づくりに努めます。	福祉事務所
	健康相談や健診の機会を通じて、不安や悩みの解消を図り、女性が安心して子どもを産み育てられる環境づくりに努めます。	福祉事務所
	エイズや性感染症に対して、予防法など正しい知識の普及を図るとともに、性や生殖に関する学習機会の提供に努めます。	福祉事務所

## 重点目標 2 人権を守る環境づくり

### 【基本的な考え方】

男女共同参画社会の実現には、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別により差別的な扱いを受けないことなどの男女の人権が尊重されることが必要です。

しかし、時として「男性だから」、「女性だから」といった固定的性別役割分担意識が原因で、その人の能力や個性が十分に発揮できることがあります。

男女が互いにその人権を尊重しつつ責任を分かち合い、性別に関わりなく、あらゆる分野での個性と能力を十分に発揮することができる、多様性と活力に富んだ社会づくりが求められています。

学校においては、性別にとらわれることなく、児童生徒一人ひとりの個性を尊重し、よさを伸ばしていく教育活動を積極的に推進する必要があります。

社会の慣行の中では、被差別部落出身者、こども、高齢者、障がい者、外国人、女性、性的

少数者等は、社会的に不利益な立場に置かれている場合があります。一人ひとりが自己実現を追求するためには、男女間の差別だけではなく、L G B T 等性的少数者に対する偏見や差別を解消する取組とともに、今後も、さまざまな人権問題にかかわる具体的な状況を踏まえた取組を進める必要があります。

### 【施策の方向】

施 策	具体的な施策	
固定的な性別役割分担のは是正	地域や家庭、職場などで固定的な性別役割分担を見直す機会を提供するため、市報やケーブルテレビ等を活用し、意識啓発に取り組みます。	人権啓発・部落差別解消推進課
	公民館活動やP T A活動を通じた各種研修会、学校教育や社会教育における研修を通じて、人権意識の向上に努めます。	社会教育課 学校教育課
社会的に不利な状況にある女性や性的少数者に対する人権尊重意識の浸透	人権教育・啓発に係る事業を実施する場合などに、社会的に不利な状況にある女性やL G B T 等性的少数者などをテーマとした取組を行います。	人権啓発・部落差別解消推進課
	市の審議会等の委員の任用に際して、審議会の定数等を勘案しながら積極的に女性の登用に努めます。	関係課
メディアにおける女性の人権の尊重	男女共同参画についての正しい理解を促進するため、メディアを通じた広報・啓発に取り組みます。また、市が作成する広報・出版物において、男女共同参画の視点に立って適切な広報活動を行います。	人権啓発・部落差別解消推進課 関係課

### 【数値目標】

項 目	第1次プラン 【目標値】	令和5年12月 【実績値】	第2次プラン 【目標値】
地域活動や社会活動において男女の地位が平等と感じる人の割合	50%以上	30.9%	60%以上

### 重点目標3 女性に対するあらゆる暴力の根絶

#### 【基本的な考え方】

DV、性犯罪、売買春、セクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為等の女性に対する暴力は重大な人権侵害であり、男女共同参画社会を実現する上で克服すべき重大な問題です。

女性に対する暴力が決して許されないものであるという認識を広く社会に浸透させ、暴力を予防し、暴力を許さない社会をつくることが重要です。

法律等の整備が進み、DVということばの認知度は高まりましたが、「大声でどなる」「何を言っても無視し続ける」等の精神的暴力がDVに該当するという認識はまだ十分とは言えない状況です。DVという認識がないことから被害が潜在化、深刻化することも予想されるため、適切な意識啓発が必要となります。

また、セクシュアル・ハラスメントや性犯罪等は、被害を受けた女性の人格と尊厳を不当に侵害するだけでなく、能力の發揮を妨げるとともに、長期にわたって精神的に悩ませるなど生活への深刻な影響を与えるものであり、社会的に許されない行為です。

女性に対するあらゆる暴力を許さないという社会認識を醸成するための意識啓発を推進します。被害者が、一人で我慢せず安心して相談ができるよう、相談窓口の周知を図るとともに関係各課、県をはじめ関係機関・団体等との連携を強化するとともに、暴力防止に向け、相談体制の充実を図っていきます。

#### 【施策の方向】

施 策	具体的な施策	
暴力を許さない環境づくり	男女共同参画週間、女性に対する暴力をなくす運動、人権週間等、多様な機会を捉えて広報啓発を行うとともに、市報等を活用し、相談窓口などの情報提供を行います。	人権啓発・部落差別解消推進課 福祉事務所 健康長寿あんしん課 医療介護連携課
	学校教育において、暴力を許さない人権教育の推進を図ります。	教育総務課 学校教育課 人権啓発・部落差別解消推進課
被害者の相談体制の充実	地域における相談体制の充実を図るとともに被害者に対して適切な支援ができるよう県・関係機関との連携強化を図ります。	人権啓発・部落差別解消推進課 福祉事務所 健康長寿あんしん課 医療介護連携課
セクシュアル・ハラスメントの防止対策	セクシュアル・ハラスメントは人権侵害行為であるという認識の浸透を図るために、職員研修や広報紙等を通じた啓発、事業主や労働者に対する意識啓発に努めます。	人権啓発・部落差別解消推進課 総務課 学校教育課 商工観光課
性犯罪・ストーカー行為などへの対策	性犯罪・ストーカー行為の被害者の人権が適正に守られるよう、関係機関と連携し、相談体制の充実を図ります。	人権啓発・部落差別解消推進課

### **基本目標Ⅲ 配偶者及びパートナーに対する暴力等の根絶**

#### **【第2次杵築市DV被害者支援基本計画】**

##### **【計画の趣旨】**

配偶者からの暴力（「DV」）は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。

また、外部から発見が困難な家庭内等において行われるため、家庭内の問題、個人的な問題として潜在化しやすく、しかも加害者は罪の意識が希薄という傾向にあります。

そのため、周囲も気が付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が深刻化しやすいという特性があります。

また、被害者は多くの場合、女性であり、経済的に自立が困難になりがちな女性に対し、配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げになっています。

国では、このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るため、「DV防止法」が平成13（2001）年4月に公布されました。これにより、保護命令制度の導入、配偶者暴力相談支援センターによる相談や一時保護の業務が開始され、それまで潜在化しやすく、また、社会の理解も不十分で、個人の問題として矮小化されることも多かった配偶者からの暴力に対する社会の認識が高まってきました。

その後、平成16（2004）年12月に「DV防止法」が一部改正され、DVの定義の拡大、保護命令制度の拡充、国における基本方針の策定及び都道府県における基本的な計画の策定などの内容が規定されました。

続いて平成20（2008）年1月に「DV防止法」が一部改正され、市町村においても、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、市町村基本計画の策定に努めることとされました。

また、平成26（2014）年1月に「DV防止法」が一部改正され、生活の本拠を共にする交際相手からの暴力及びその加害者についても、配偶者からの暴力及びその被害者に順じ、法の適用対象となりました。また、法律名も「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改められました。

さらに、令和6（2024）年4月「DV防止法」が一部改正され、保護命令の拡充・保護命令違反の厳罰化・子への保護命令・命令期間の延長が規定されました。本市においても、配偶者からの暴力等の防止及び被害者への支援を推進するため、この計画に基づき、総合的かつ計画的に被害者支援の充実・強化を図ります。

##### **【計画の性格】**

この計画は「DV防止法」第2条の3第3項の規定に基づく基本計画であり、本市のDV被害者支援の基本方向と施策の方向を示すものです。

また、「DV防止法」第2条の2第1項に基づき国が定める「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針」に即し、かつ、「DV防止法」第2条の3第1項に基づく「第5次大分県DV対策基本計画」の内容を勘案したものです。

この計画は、市民、関係機関、関係団体等と連携を図りながら、相互の理解と協力のもと推進していくものです。

## 【計画の期間】

この計画は、「第2次男女共同参画プラン」と同様に令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5年間とします。ただし、社会情勢の変化等に応じて、必要があれば内容の見直しを行います。

## 【計画策定の視点】

DV被害者支援の推進にあたっては、DVに対する市民の正しい理解を促進し、関係機関との連携を図りながら、DV被害者的人権を尊重した適切な対応や支援のための施策を総合的に実施していく必要があります。

DV被害者の立場に立ち、相談・保護・自立支援に取り組むための計画とします。

### 重点目標1 DV防止のための環境づくり

#### 【基本的な考え方】

女性に対する暴力は、社会の理解も不十分で、個人的な問題と認識され、また、DVは外部から発見が困難な家庭内で行われることから被害が潜在化する傾向にあります。

配偶者や恋人等親密な関係にあるパートナーから身体的暴力や精神的暴力等を受けている被害者の多くは女性です。

その背景には、家庭や職場における固定的性別役割分担意識、経済力の格差、上下関係など、今日に至るまで男女が置かれてきた社会的・構造的問題があります。

さらに、子どもの面前で配偶者へのDVを行うことは、子どもへの心理的虐待にもあたります。

法律等の整備が進み、DVということばの認知度は高まっていますが、「大声でどなって威嚇する」「何を言っても長時間無視し続ける」などの精神的暴力がDVに該当するという認識はまだ不十分と言えます。認識不足から被害が潜在化、深刻化することも予想されるため、適切な意識啓発が必要となってきます。

女性に対する暴力は、女性の人権を侵害する犯罪行為であり、決して許されるものではありません。市民の理解を深める人権教育や広報啓発活動をこれまで以上に進めるとともに、相談体制の充実を図る等、女性に対する暴力を許さない環境づくりを推進します。

#### 【数値目標】

項目	第1次プラン 【目標値】	令和5年12月 【実績値】	第2次プラン 【目標値】
DV被害を受けた人のうち 相談した人の割合	70.0%	43.4%	80.0%

#### 【施策の方向】

施 策	具体的な施策
女性に対する暴力等を許さない社会づくり	DVに関する理解を深め、暴力の潜在化を防ぐため、DVのない社会に向けた広報・啓発活動の推進と情報提供に努めます。
	DV加害者にならないための意識啓発や若い世代に対するDV防止の啓発に努めます。
	女性に対する暴力等の防止及び性についての教育の推進を図ります。
迅速な通報・相談しやすい体制づくり	被害者の早期発見・早期対応を図るため、関係各課、県や関係機関、医療・福祉関係者との連携の強化に努めます。
	相談窓口情報の定期的広報やDV相談カードの設置など、女性に対するあらゆる暴力の未然防止を図ると共に、相談窓口職員等の研修を実施し、資質の向上に努めます。
	学校・保育所等の職員の研修を実施し、DVに関する知識の周知を図ります。
DV被害者の保護体制づくり	DV被害者と同伴のこともの緊急・一時的な保護体制の整備に努めます。 警察や医療機関を含めた関係職員との連携強化を図ります。
	DV被害者に関する情報の適切な管理と秘密の保持に努めます。
	DV被害者の自立のための情報提供及び支援に努めます。
DV被害者の自立を支援する体制づくり	DV被害者の自立のための情報提供及び支援に努めます。
	生活基盤確立のため、住宅の確保や就労の支援に努めます。

#### 基本目標IV 女性の活躍の推進

女性の職業生活における活躍の推進のためには、仕事と育児・介護等の選択を迫られることなく、職業生活が続けられる環境の整備が必要です。また、女性がその個性と能力を十分に發揮するためには、育児や介護等の負担における、性別による不均衡を是正することも大きな課題です。

近年の少子高齢化の進展により、女性の労働力はますます重要となっていることから、男女

が共に仕事と家庭生活を両立させながら、職業生活が送れるよう、職場における男女共同参画の推進に取り組みます。

政策・方針決定過程への女性の参画は、十分とは言えませんが、男女共同参画社会の実現をめざし、男女間格差の是正や女性の人材育成に努め、女性の参画を支援します。

女性の活躍の推進に向けて、5つの重点目標を掲げ取り組みます。

## 【重点目標1】 政策・方針決定の場への女性の参画拡大

### 【基本的な考え方】

男女共同参画社会の実現にあたっては、多様な人材の能力の活用、視点の導入、新たな発想の取り入れ等の観点から、あらゆる分野において、政策・方針決定過程に女性の参画を進めることができます。行政が率先して、政策・方針決定の場への女性の参画拡大に向け取り組む必要があります。男女が共に対等な社会の構成員として、個性と能力を十分に發揮し、共に責任を担うことが重要です。

政策・方針決定への女性の参画を進めていくためには、男女が共に男女共同参画についての正しい認識を持ち、社会全体で広く女性の参画を呼び掛けていくことが必要です。

### 【施策の方向】

施 策	具体的な施策	
附属機関の審議会等への女性の参画推進	各種審議会等への女性の参画を促進し、女性のいない審議会等をなくすよう努めます。	人権啓発・部落差別解消推進課 関係各課
	市の各種審議会等における女性の割合が40%以上になるように努めます。	人権啓発・部落差別解消推進課 関係各課
役職・管理職等への女性の登用の推進	企業や各種機関・団体に対して、女性の採用や役員・管理職への登用について、働きかけます。	人権啓発・部落差別解消推進課 商工観光課
	女性職員の職域の拡大を図り、人材育成に努めるとともに、管理職への登用を推進します。	総務課
男女共同参画を担う人材育成	女性のエンパワーメントを推進するため、各種講座や研修会等、学習機会の提供に努めます。	社会教育課
	NPOや各種団体などで活躍している女性のリーダー研修や各種セミナーなど、情報の提供と人材育成に努めます。	協働のまちづくり課 社会教育課 人権啓発・部落差別解消推進課
政策や方針決定の場への参画	女性が政策や方針決定の場で活躍できるよう女性のリーダー研修や各種セミナーなど、情報の提供と人材育成に努めます。	社会教育課 人権啓発・部落差別解消推進課 各課

## 重点目標 2 男女の職業と家庭生活の両立支援

### 【基本的な考え方】

固定的な性別役割分担意識により家庭生活での負担が女性に偏っています。

令和5（2023）年度に実施した市民意識調査では、男女とも、自身が希望するワーク・ライフ・バランスと、現実との間にギャップを感じていることが明らかになっています。男女がともに自分らしい豊かな人生を送るためには、仕事の充実とともに生活の充実も大切です。誰もが希望するワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、働きやすい職場環境の実現や、育児・介護等における負担の不均衡是正を目指した取組が必要です。

職場における男女平等については、男女雇用機会均等法の改正や女性活躍推進法の制定等制度的な整備が進んでいるにもかかわらず、昇進・賃金等実態的な面においては、依然として男女格差があり、引き続き、是正していくことが大切です。

事業者などに対し、性別に関わらず労働者が個性や能力を十分発揮できるよう情報提供や意識啓発を行うことが求められます。育児や介護をする人が仕事と二者択一を迫られることなく働き続けることができるよう、働きやすい職場環境の整備を推進することも必要です。具体的には、事業者に対しては、長時間労働の削減や育児・介護休業、子どもの看護休暇取得促進に向けた啓発に努めます。また、事業者が男女間の労働環境における格差を解消するために定める特定事業主行動計画と整合性を保ち、男女共同参画社会の実現に貢献することを支援します。

### 【施策の方向】

施 策	具体的な施策	
仕事と家庭生活の両立の支援	企業や市民に対して固定的な性別役割分担意識や待遇の格差の解消や長時間労働の削減等働き方の見直しを進めるための意識啓発に努めます。	人権啓発・部落差別解消推進課 商工観光課
	企業に対し、育児休業や介護休業、子どもの看護休暇取得促進に向けた啓発に努めます。	人権啓発・部落差別解消推進課 商工観光課
	家庭生活と仕事等の両立を支援するため、「認定こども園」・「病児・病後児保育施設」・「介護施設」等の施設の整備やサービスの充実に努めます。	福祉事務所 医療介護連携課
女性の再就職等の支援	再就職を希望する女性に対して、ハローワークなど関係機関と連携を図りながら、資格取得や求人情報等の提供に努めます。	商工観光課
多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援	男性も女性も育児・介護休暇をとりやすくなるように制度の普及・啓発に努めます。	人権啓発・部落差別解消推進課 医療介護連携課 福祉事務所 商工観光課

### 重点目標3 男性、こどもにとっての男女共同参画

#### 【基本的な考え方】

男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合い、個性と能力を発揮することができる男女共同参画社会の形成に向けて、男性の果たす役割は非常に重要です。

男女共同参画社会の実現によって、性別を問わず、誰もがより暮らしやすくなります。そうした点について理解が深まるよう、引き続き啓発活動を進めていく必要があります。

しかしながら、依然として、男女とも固定的性別役割分担意識が根強く、男性の育児をはじめとした家庭生活や地域への参画が進んでいない現状が見受けられます。

急速に進んでいる少子高齢化社会に対応するためには、固定的性別役割分担意識にとらわれない柔軟な発想で、男性の地域・家庭生活への参画を進め、男女が共に責任を分かち合うことが必要です。

一方で、次代を担うこどもたちが健やかに育ち、個性と能力を発揮するためには、こどもの頃から男女共同参画の理解を促進する必要があります。性別にとらわれない自己形成は、持続可能な社会を形成するためにも、重要な視点です。

#### 【施策の方向】

施 策	具体的な施策	
男性にとっての男女共同参画	男性にとっての男女共同参画の意義について理解を促進するとともに、男性の固定的性別役割分担を解消するために意識啓発を行います。	人権啓発・部落差別解消推進課
	男女間における暴力について、男性被害者に対しても必要な配慮が図られるよう、男性に対する相談体制の確立に努めます。	人権啓発・部落差別解消推進課 福祉事務所 医療介護連携課
男性の家庭・地域への参画の促進	男性が家事や育児を主体的に行うことの意義や大切さについて理解が深まるよう、男性の家事や育児のスキルアップを図る取組を推進します。	社会教育課 福祉事務所 健康長寿あんしん課
こどもの頃からの男女共同参画の理解の促進	次代を担うこどもたちが個性と能力を発揮できるように育つよう、こどもの頃から男女共同参画の理解を促進し、将来を見通した自己形成ができるよう取組を進めます。	教育総務課 学校教育課

### 重点目標4 男女が共に支える地域づくりの推進

#### 【基本的な考え方】

「地域」は、家庭とともに人々にとって最も身近な暮らしの場であり、地域における男女共同参画の推進は、男女共同参画社会の実現にとって重要です。地域社会が変化し、地方分権が

発展する中で、一人ひとりの知恵と工夫で魅力ある地域づくりをしていくためには、地域活動における性別・世代の偏りを解消し、地域における男女共同参画を推進することがさらに重要なっています。高齢化・過疎化の進行、人間関係の希薄化が進む中、地域における役割を男女が共に担う時代が来ています。

女性は、男性よりも平均的に長寿で、高齢者人口に占める女性の割合も高く、介護の負担は主に女性が担っている現状からも、高齢者の問題は女性の問題と深くかかわっています。

また、住民相互の社会的つながりの希薄化が進む中、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域福祉の再生も求められています。

また、障がいのある人も共に生活し、活動できる社会の構築をめざすノーマライゼーションの理念のもと、障がいのある人が身近な地域で安心して自立した社会生活を送るために必要な障がい者福祉サービスなどの基盤整備や住まい・働く場の確保を図るなど、社会参加・交流活動の推進が必要です。

観光・地域づくりの分野や環境分野などでは、女性の参画と活躍が見られますが、今後地域の中では様々な取組に男女が共に参加していくよう、女性リーダーの育成や情報発信の取組を引き続き行っていくことが必要です。

防災には、自分自身を守る「自助」、地域社会が互いを守る「共助」、そして国や地方公共団体の施策としての「公助」の適切な役割分担が必要となります。東日本大震災をはじめとする様々な大災害の教訓を踏まえ、被災時・避難所運営等の復興段階において、男女で災害から受ける影響やニーズの違いがあることや、特に女性や子ども等、脆弱な状況にある人々がより多くの影響を受けることが明らかになっています。被災者の多様なニーズに適切に対応するためには、多様な人々が参画し、男女共同参画の視点を取り入れた地域防災の仕組みづくりに取り組む必要があります。

東日本大震災以降、特に防災・減災意識が高まっています。地域防災計画や防災訓練の中に、男女共同参画の視点を取り入れ、性別やライフステージに応じた防災力を養うための施策が求められています。

#### 【施策の方向】

施 策	具体的な施策	
地域における男女共同参画の推進	地域や家庭、職場などで固定的な性別役割分担を見直す機会を提供するため、市報やケーブルテレビ等を活用し、意識啓発に取り組みます。	人権啓発・部落差別解消推進課
	公民館や自治会活動などの地域社会活動において男女共同参画が進むよう、研修会等を通じて意識啓発に努めます。	社会教育課 協働のまちづくり課
地域おこし、まちづくり、観光分野等における男女共同参画の推進	観光・地域づくりや環境分野など、女性の参画を推進します。 女性に対する研修や交流の場を提供し、女性リーダーの育成とネットワークづくりを促進します。	協働のまちづくり課 商工観光課 社会教育課 関係課

高齢者等が安心して暮らせる地域づくり	高齢者や障がいのある人が地域で安心して自立した生活を送れるよう、福祉サービス・相談支援体制の充実や社会資源の整備に努めます。	医療介護連携課 福祉事務所
	高齢者の学習の場の確保や交流の場を提供するとともに、高齢者が豊富な経験や能力を活かし、積極的に参加できる地域社会の実現をめざします。	医療介護連携課 社会教育課
防災・復興における男女共同参画の推進	女性の視点からの防災・復興ガイドラインに基づく取組の浸透、地方公共団体との連携	危機管理課 人権啓発・部落差別解消推進課

## 重点目標 5 農山漁村等における男女共同参画の推進

### 【基本的な考え方】

農山漁村は美しい自然環境に恵まれ、多世代家族によるくらし、伝統的文化の伝承等の良さがあります。

一方で、家庭における育児や介護といった役割の多くを女性が担っています。仕事と生活の両面において、女性の精神的・肉体的負担が大きくなっています。

農林水産業の担い手として、女性に対する期待がさらに高まっていることとは逆に、旧来の価値観や固定的な性別役割分担意識は未だに根強く残っており、女性への評価は十分とは言えない状況にあります。今後も引き続き、女性の認定農業者の拡大や、女性の能力と個性が発揮できるような環境づくり、女性の視点を活かした農業の推進を図ることが重要です。

地域ビジネスの展開や新産業の創出を図る農山漁村の「6次産業化」が進められており、この分野においても特に女性が中心となって、能力が発揮されています。

農山漁村の担い手の減少や高齢化が進む中、農山漁村における女性の果たす役割は大きく、今後も女性が農山漁村に誇りを持って活動できるよう、環境整備を進めていく必要があります。

また、女性の職業生活においては、女性の個性と能力が十分に発揮されることが重要です。男性中心型の労働慣行等をポジティブ・アクションにより見直すことで、男女間格差を是正し、女性が活躍しやすい職場づくりをめざします。

### 【施策の方向】

施 策	具体的な施策	
意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画拡大	男女共同参画セミナーや研修会など、男女共同参画意識を浸透させる啓発活動を行います。	農林水産課
	女性の経済的自立を促進するため、地域産品の高付加価値化など、加工技術の研修、経営管理、マーケティングな	農林水産課 関係課

	ど、企業活動に対して支援を行います。	
	女性が対等なパートナーとして経営に参加できるよう、男女共同参画と経営の改善を一体的に進めるため家族経営協定の締結等を推進します。	農林水産課
女性の経済的地位向上と就労条件・環境の整備	女性の経済的自立を促進するため、地域產品の高付加価値化と所得向上に向けて、技術研修や経営管理など幅広く積極的な支援を行います。	農林水産課
	家事・育児・介護等に関わる女性の負担を軽減し、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。	医療介護連携課 福祉事務所 健康長寿あんしん課
	男女雇用機会均等法、女性活躍推進法の啓発を図り、職場における男女の均等な機会と待遇の確保、女性の活躍の推進を図ります。	商工観光課 人権啓発・部落差別解消推進課
	男性中心型の労働慣習を見直し、男女間格差を是正するため、ポジティブ・アクションに基づき女性の積極的な登用を進めるよう、企業等に啓発を行います。	商工観光課 人権啓発・部落差別解消推進課

## 第5章 計画の推進

プランの推進は、あらゆる分野と密接なかかわりを持つことから、これらの取組を総合的かつ効果的に推進するため、市の推進体制の整備・充実、市民、事業所、各種団体等と連携を図りながら取り組んでいくことが重要です。

このため、進捗状況の把握や各所管課で実施する施策の推進に男女共同参画の視点を反映させると共に、研修などを通して男女共同参画意識の普及啓発を図っていきます。

### 1 市役所内の推進体制の整備

男女共同参画の施策を総合的・効果的に推進するため、職員で構成する「男女共同参画推進委員会」を通じて、各種審議会等における女性委員の割合の向上、施策の推進に努めます。

また、職員の意識啓発を実施し、職場内の男女共同参画を推進します。

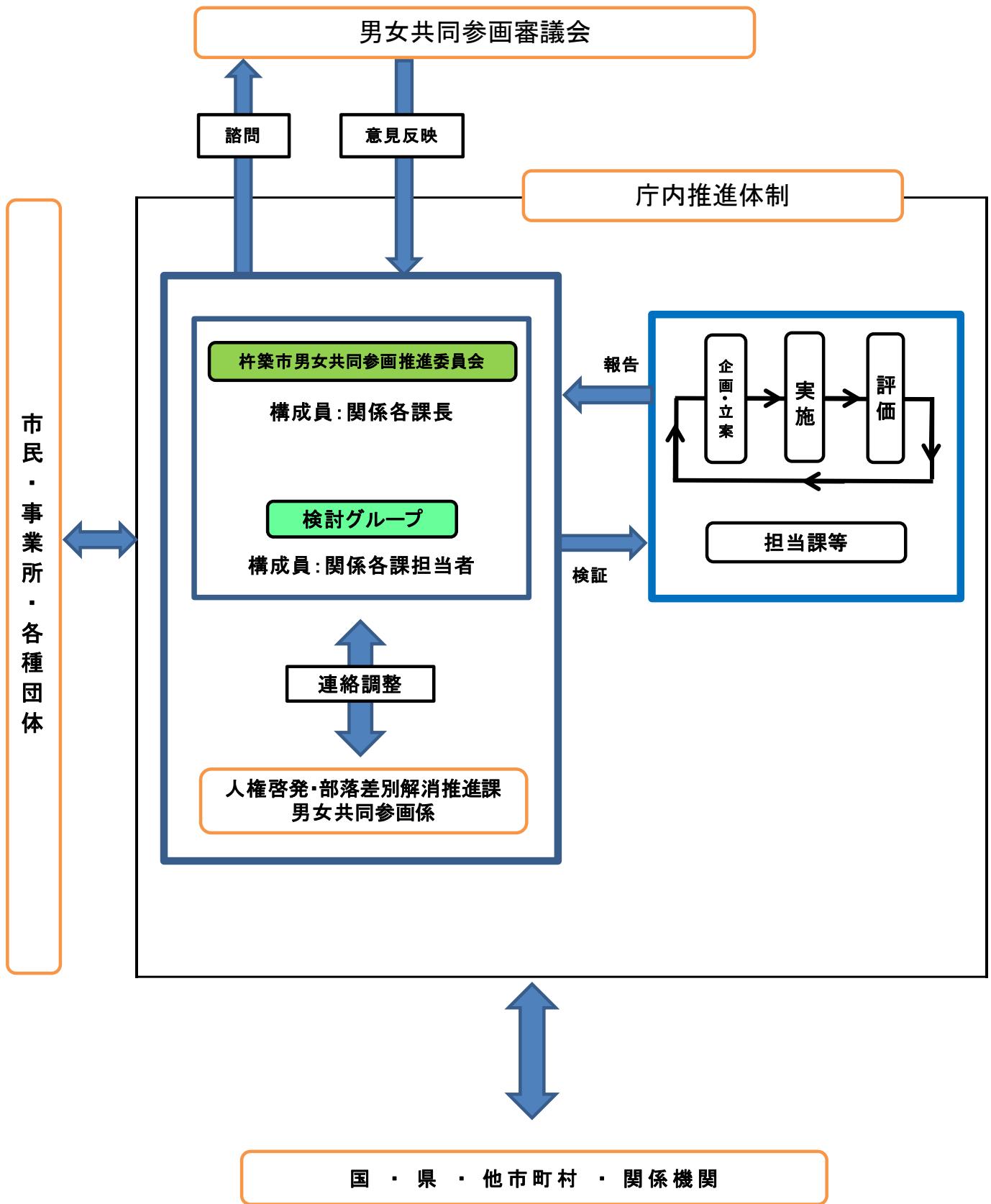
### 2 市民、事業所、各種団体、関係機関との連携・協力

第2次プランを推進していくために、市民、事業所、各種団体等と協力して取り組むと共に、国、県等関係機関と連携を図りながら男女共同を推進します。

### 3 プランの進捗状況の調査・確認・評価

プランの着実な推進を図るため、プランの進捗状況や関連施策の実施状況を把握し、翌年度の事業計画等に反映できるよう取り組みます。

## 男女共同参画の推進体制



## 施策の数値目標

本市における男女共同参画社会の実現に向けた取組を実施するため、数値目標を設定しました。

	項目	24年度 調査	第1次プラン 目標値	令和5年 実績値	第2次プラン 目標値
1	男女共同参画ということばや意味を知っている人の割合	77.3%	100.0%	87.6%	100.0%
2	男は仕事、女は家庭という考え方に対する同感しない人の割合	50.8%	70.0%	50.8%	70.0%
3	地域活動や社会活動において男女の地位が平等だと感じる人の割合	33.3%	50.0%	30.9%	60.0%
4	DV被害を受けた人のうち、相談した人の割合	46.4%	70.0%	43.4%	80.0%
5	各種審議会等における女性委員の割合	22.7%	40.0% 以上	37.1%	40.0% 以上
6	女性委員の割合が40%以上の各種審議会の割合	19.2%			100.0%
7	女性委員のいない審議会等の割合	25.9%	0.0%	24.0%	0.0%
8	えるぼしの認定を受けている企業数			2社	5社
9	くるみんの認定を受けている企業数			2社	5社

\* 「えるぼし」は女性活躍推進法に基づき、女性の活躍推進に関する取組が（男女の待遇差是正、キャリアアップ支援など）優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度。

市内認定法人

社会福祉法人みのり村（令和2年6月）、日伸建設工業株式会社（令和3年9月）

\* 「くるみん」次世代育成支援対策推進法に基づき、仕事と子育ての両立支援が優良な企業を厚生労働大臣が認定する制度。

市内認定法人

社会福祉法人みのり村（令和2年6月）、日伸建設工業株式会社（令和3年9月）

